

平成25年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成25年3月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成25年3月12日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成25年3月12日	14時53分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	12番	下平 力人	1番	田川 浩	2番	江口 孝二
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 松 本 太 大 串 君 義 桑 原 達 彦 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学 校 教 育 課 長 太良病院事務長	土 井 秀 文 新 宮 善 一 郎 藤 木 修 川 崎 義 秋 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成25年 3月12日（火）議事日程

開 議（午前 9時30分）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 太良町印紙類購入基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 太良町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 太良町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 太良町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 太良町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 太良町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 太良町社会体育館条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成24年度太良町庁舎エレベーター施設設置工事請負変更契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成24年度太良町一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成24年度太良町山林特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第 3 号）について |

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（末次利男君）

日程第1. 議案第1号 太良町印紙類購入基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

これにつきましては、今までも印紙類等は販売されてたと思いますけれど、今までとこれが基金ができることによってどう違っていくのかというのを説明していただけないでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の条例案につきましては、パスポート等の発給申請に必要な部分の会計処理についての変更でございます。内容を申し上げますと、これまで県の証紙等を購入したその会計処理の方法なんですけれども、現在一般会計の中で県から購入しました証紙につきましては、購入額は歳出予算ということで計上しております。それで、それを実際売りさばいたものについては歳入として一般会計で会計処理を行っております。今回、基金を御提案をしておりますのは、基金の中で300万円の基金を設置をいたしまして、その中で出し入れをするということの方法でございます。実際、ここ数年1,000万円程度の購入と売りさばきがありますが、その分が一般会計の中で歳入と歳出の金額に膨らむだけということで、実質的な分については手数料収入だけが実質的な金額ですので、それでもう一般会計から離して基金で300万円で運用して、その利益等だけを一般会計に年度末に繰り入れるということで、会計処理の変更でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ということは、帳簿上だけの変更ということで、今やっている実務的なものの変化というのは何もないということではないでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

御指摘のとおり、事務的なものについては、私どもは変わらないんですけども、ただ会計処理の方法が変わるということで、一般会計の予算規模が、より適正化されるというような形になるというふうに考えております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

参考までにですけど、今扱っていらっしゃる印紙類の種類と、今さっき1,000万円ほどの売り上げがあるとおっしゃられましたが、その利益率といたしますかね、利益の割合ですね、利益額といたしますか、それがわかるなら教えてもらいたいと思いますけど。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在扱ってるのは県の証紙のみでございます。23年度で申し上げますと約1,000万円ございまして、手数料が3.15%、23年度決算でいきますと29万5,395円が売りさばきの手数料として収入が入っております。パスポート等の件数でございますが、23年度については138件でございます。24年度については1月末現在で既に150件を超えております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これはただ役場で取り扱う印紙類だけに限ったことですか。それとも、いや、我々も普通相当印紙を使うもんですから、もしほかの一般収入に印紙もということになればなるだけ太良町町内から購入しなければいけないなという考えがありますが、そこら辺は全然ほかの役場取り扱い以外のとは、もう全然これには関係ないのでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の条例の提案は印紙類ということで、印紙類については切手類、証紙、国の印紙というふうにそれが全部含まれますが、今現在行ってるのは県の証紙のみでございます。しかし、これについてはパスポートの申請受け付けが平成17年から市町村に権限移譲がありまして、そのときに太良町が県の証紙の荷さばき所という指定を受けました。パスポート申請に証紙が必要ですので荷さばき所の指定を受けて、県の証紙も太良町役場で販売できるというようになりました。しかし、パスポート申請と同時に必要な国の収入印紙については、今太良町では取り扱っておりません。郵便局で購入をしていただいております。

それと、先ほど御質問の中であった、じゃ県の証紙についてはいろんな県への申請をされる業者さんとかいろいろいらっしゃいます、太良町に証紙の荷さばき所があるから太良町で購入をしたいと、今まで鹿島に行かなければならなかったけども、太良町で購入できたら太

良町で購入をしたいという御意見がありましたので、現実的には県の証紙の売上高の約1,000万円のうちに、パスポートについては、もう3%もございません。それ以外、いろんな県への各種手数料の証紙を購入をしていただいているというところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

それで、基金が一応300万円ということになってますけど、今1,000万円ぐらいの流用をしてるということやったら、最初から1,000万円ぐらいの基金を持ち合わせとってするほうが、追加とかなんとかもせんでよかし、そこら辺が簡素的にあつとやなかかなと思うんですけど、その300万円の根拠は何ですかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今、年間で約1,000万円程度の購入をしてるわけですが、300万円あったら一遍に1,000万円購入するわけではございませんので、300万円持ったら、買う支出と売る収入がありますので、300万円では回っていくだろうという予測を立てております。それで、一緒に1,000万円でしたら、1,000万円の金券を購入をしに行かなくてはなりません、杵藤保健所ですね、多額の金額を購入をするリスクがありますので、300万円程度で回るんだったら300万円程度で回したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第1号 太良町印紙類購入基金条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第2号 太良町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

本部がされるわけですが、そのトップは誰になつとるか、その後はどがんになつとるのか、そしてひょっとトップにインフルエンザにかかったりなんかした場合のその後釜は誰になるのか、その辺ば教えてください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、トップということですが、これは町長が対策本部の本部長ということで想定をしております。その副部長というか副本部長は本部長を助け新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するというになっておりますので、トップがインフルエンザにかかったりして倒れた場合は副本部長がその代行をするという、そういう形になると思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

最初は町長じゃのうして、その担当の一番わかった人がそうなるのかなあと思いはしよつたとぼってんが、最終的に何名ぐらいの組織ばつくって、どのように、特に鳥インフルエンザあたりが特に一番重要かって思うとぼってんが、何名ぐらいでされて、その対応も迅速にせんばいかんけんね、その辺も含めてどういう係が、例えば保健関係のとか、そういう人たちがなつたりなんか、多分いろいろあると思うけん、何人でどういう人なるのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

対策本部につきましては、一応課長クラスまでを充てたいということでございます。それで、その後、今後この条例を制定した後に行動計画というのをまた詳しいやつをつくることになっておりますので、その中でさまざまないろんな対応する係を決めて、それは職員全体を入れ込んでいかなければならないかなというふうに考えております。

○1番（田川 浩君）

新型インフルエンザということですが、これ基本的にこれは人間、鳥、豚、いろいろインフルエンザあると思いますけど、これどちらのことを指して言ってるのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

どう言えばいいですかね、以前H1N1というのが、豚から感染したとかというようなあれで大分大騒動した、空港あたりでも除染作業やったとかいろんなことがありましたけれども、それじゃなくて、それもちよつと症状がひどくなった場合はそれも該当するのかもしれませんが、大体家禽類というか鳥インフルエンザですね、鳥インフルエンザが流行した場合には、大体死亡率が50から60あるとかそういうことが言われております。大体その鳥インフルエンザを前提にこういう本部を設けなさいという規定をしなさいと、つくりなさいということが言われているということでございます。

○1番（田川 浩君）

そして、鳥インフルエンザが入ってこれを設置すると、どれぐらいはやったら設置しなきゃいけないという、そういう基準というのはあるんですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、まず新型インフルエンザが発生したと、世界のどこかで、そういう場合に、政府が対策本部を立ち上げるわけです。国内に入ってくる可能性があるということで緊急事態宣言というのをやった時点で、もう政府は世界で始まったところで対策本部を立ち上げるわけですが、市町村に限っては緊急事態宣言というのが宣言されたところで設置するという事になったとっですけども、その以前にも任意で立ち上げることはできると、だから基本的には町村が本部を立ち上げるのは緊急事態宣言が国から発せされたときからということになります。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第2号 太良町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第3号 太良町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

これは案内標識及び警戒標識または補助標識等の寸法を定めるものであるということですが、今までのとの違い、また寸法等が違うのならどういうふうに違うのか説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道路標識につきましては、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識という4つの種類がありますけど、今まで設置する場合も、この標識の寸法については案内標識と警戒標識は道路管理者である地方公共団体が寸法で定めるということで、今までも定めるときにはこの内容で定めておりました、設置しておりました、数はそんなに多くありませんけど。ただ、この地域主権改革一括法によってこれを道路管理者である地方公共団体が条例で定めなければならないということになりましたので、今回この条例の制定を出しているところでありまして、内容的には今までと全然変わりはありません。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

じゃ、いろんな標識等の寸法というのは地域主権を考えた各市町で考えてもいいという、そういう解釈でよかったですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道路の標識の寸法につきましては、今政令というか命令で定められている寸法を参酌して条例で定めるということになっておりますので、まずほとんどの市町村全てが今までどおりの寸法を基準に定めていると思います。市町村独自で寸法を変えてるところは、ちょっと聞いてはおりません。

○3番（所賀 廣君）

では、ちょっと勘違いだったかもわかりませんが、多分道路標識等の大きさが例えば1メートル真四角でしたよ、それはちょっと大き過ぎるけんが80センチ真四角にしなさいとかというふうなことであるのなら、交通量の多いところ、少ないところと全国あってもうてですよね。都市あたりで考えれば、その辺の標識の大きさも当然考える必要があるでしょうけど、太良町みたいに過疎地に対しても同じような寸法でいきなさいというふうな、小さい寸法でいきなさいというんですか、そういった考え方があってのことかなあというふうに解釈したとですけど、そうじゃないわけですね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりでありまして、例えば案内標識につきましては町内では津ノ浦の入り口に国道に出るときに案内標識を設置しております。これは諫早方面とか鹿島方面、竹崎というふうな案内をしておりますけど、これにつきましては今までどおりの国で定められる命令に準じて寸法を定めております。警戒標識になりますけど、警戒標識につきましては、標識板の寸法が45掛ける45センチということで、これはもう定められておりますので、これもその寸法によって何ら今までと変わりはないというふうに考えております。

○12番（下平力人君）

地域主権改革一括法による道路法の改正によりということ、今までの不都合であったと、統一しましょうということであろうと思いますが、その辺について、もう少し具体的に説明願いたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

地域主権改革一括法によりますのは、今までの不都合であったということではなくて、地域主権ということですので、今まで国で定めていたものを道路管理者である地方公共団体で定めなさいということで今回の条例案になっております。

○12番（下平力人君）

そしたら、統一をするという目的のもとでやっていくということだろうと思いますが、これが今も言うように具体的に1例か2例挙げてこういうところをこういうふうにしなさいと足並みをそろえなさいというところがあれば御説明を願いたいと思いますが。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、案内標識につきましては、例えば市町村境とか都道府県境に設置します市町村名あるいは県名等になりますけど、町道につきましてはそういう設置はしておりません。先ほど言いました津ノ浦の入り口のところの案内、それと亀ノ浦の中学校の先のほうで亀ノ浦・道越線と、ちょっと3差路がありますけど、そこに道越と野崎というふうな案内をしているというふうな2カ所ぐらいしかちょっと設置はしておりませんし、警戒標識にしますと、旧国道のところには交差点ありとか、そういうのが結構あります。それと、伊福のガードのところには冠水のおそれありという標識を設置しておりますけど、今後もそしたら設置するのと言われてたら、ちょっと今のところ設置する予定もちょっとありませんし、今までどおりの大体市町村の条例で定める寸法といえども今までどおりと変わらないということであります。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと説明が何回説明されてもわかりにくいんですが、今の説明でいきますと、執行部がやることを認めてくださいという議決を我々はするの、この大きさに定めますからこれを承認してくださいという議決をするの、ちょっと今のところあなたの説明じゃよくわからないわけですよ。そいけん、今多分ほかの議員さんたちも、もし以前そういうちゃんとした大きさの規定があったとなら、その規定と、今回定める規定との違いはどこにあるのか、そこら辺の説明をいただきたいということ、それでやっぱりこれ聞いとって、こういうふうにして別表でほかの条例のとは事細かく何円のとを何円に変えますというような別紙もついてるんですが、これももしそういうことであれば、以前国でこういう定めがあつてますのでこれに倣いますか、それとも太良町で独自で決めなさいという法律が変わりましたので、

その法律に従って太良町はこの看板はこの大きさに定めようと思っておりますということを提案されたら、我々もすぐそれに応じた議決もできるんですが、今の課長の説明であれば、私たちにお任せすることをお願いしますという説明にしか聞こえんもんで、そのところがどうか、太良町でもその大きさをそれぞれ道路の看板はこうするのだ、入り口の看板はこのぐらいの大きさにするというのを、その大きさを示してもらって我々が議決するようにしてもらえば、もっとやりやすいんですが、そっちはどう、執行部が決めたときには、それにそのとおりにお任せくださいという議決をせんばいかんとか、そのところをちょっと執行部の考えを聞かせてください。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今まで標識を設置する場合も交通安全関係の業者さんとかに依頼して設置しておりましたし、当然今までの政令で定められた命令ですか、定められた寸法で設置はいたしておりました。これを各寸法を例えば町の条例で定めるとなれば、種類がもう何十種類とあります。ここに道路構造令とか案内標識の寸法を定める命令がありますが、これを定めるのは、ちょっと町道に特に標識を設置するという予定もありませんので、この国で定められております命令等に準じて太良町が設置する場合は行いますということで今回の条例の提案をさせていただきます。

○7番（牟田則雄君）

それなら、地方一括法によってその地区で定めなさいという趣旨と違ってきますので、そのところをはっきりと、自主的にそれをやるのか、国の定めに従ってやるのかということ、ここの違いを違わせるためにこれはわざわざ条例変更ということでここに出てきていると思うんですよ。そのところは国の定めに従って太良町はやりますのでというはっきりした自分の自己主張をしてもらわんと、国がというて、そこで地方で改めて定めなさいという条例になってるんですから、そのところをそれを基準にして太良町で今後定めていきますからそういうことをお願いしますという話ならよくわかるんですが、今みたいに今までどおり国の定めでというなら、わざわざこの条例をつくる必要はないと思うんですよ。そいけん、それに従って太良町はやりますという執行部の意思をはっきり表明してもらわんと、この条例を定める意味がないんじゃないですか。そのところはもっとしっかり自分たちの意思を押ししてもらわんにゃ、この条例の意味がなくなると思うんですが。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今までも国の定めた標識に準じて設置する場合は設置をしておったわけですけど、今回、その設置を国に準じて設置をしていたという根拠がなかったわけですね。そのために、その根拠を各市町村、道路管理者で定めなさいということですので、今後設置をする場合は、こ

の国の道路構造令とか建設省令で定められている寸法どおりにいきますよというその根拠を定めたものでございます。

○11番（坂口久信君）

そいけん、今んごと最初から言うとかげば、何もなかったいね、いろいろ言われる必要なか、国に準じてぎゃんやっしてしますけん、これお願いしますと言え、もう何もそれでよかった、あいどんいろいろ言うけんおかしゅうなってしまうんで、最終的には一番最後に言うたとお、今後も国に準じてやりますからということば一口言うとかげば、それでもう終わりたいね、そがん答弁すればよかつちやなか。そいけん、今の最後んとば、そがんしますと今最後言うたということで納得してもらうごと、もう一遍言いんしゃい。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今、御指摘のとおりでありますけど、一応この条例案の中に町道に設ける案内標識等の寸法ということで命令、別表第2に定める寸法とするということで、これが国の定めた寸法であります。

○8番（川下武則君）

この条例とはちょっとかけ離れるとばってん、ちょっとせつかく案内板のこのあったもんやけん、ちょっとこれ町長にお願いしたいなあという部分で話をしたいなあと思います。実は、各部落に道越とか竹崎とかいろいろ部落部落のところにあつてすもんねよそには、私もちょっとあちこち出張で行くとばってんが、そこにはそういう案内板の下に海拔ここは何メートルですよというところが1カ所1カ所にある程度してあるとですよ。できれば安心・安全のまちづくりの中で、できればこの今各部落にしてある部分に海拔を調べるといとはちょっと面倒ばってんが、調べてそこに道越部落なら道越部落の掲示板の下にここは海拔何メートルですか、そういうのを設置してもらえば、津波が来てもここは大丈夫だとか、そういうある程度の判断とか、津波が来たらこっちに逃げたほうがいいですよとか、そういう矢印もしてあるところがあるけん、そういうのも一緒になって案内板のところにしてもらったらいかがかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

それは大体海岸線だけですか。山間部まで。

○8番（川下武則君）

実は私も石巻のほうに何回となく行きよつとばってん、結構海拔100メートル以上のところまでしてあります。というところが、結構広範囲にどこまで逃げたほうがいいとか、こっちに逃げたほうがいいとか、そういう手で矢印があつて、ここは海拔何メートルですよというふうなことを結構広範囲でしてあります。太良町に至っては、例えばこの役場から約3キロぐらい行った川原から上のほうまでぐらいしとけば、その上はする必要がないのかなという感じが

しますけど、一応そういう感じではあります、よそはですね。どうか。一応検討課題としてやってもらえればいいのかと思いますけど、お願いします。

○町長（岩島正昭君）

そういうようなことで、できれば海岸線、JRよりか下ですね、海岸部については検討していきたいと思います。

それと、先ほど牟田議員とか坂口議員さん等で御指摘を受けましたけど、これはもう説明の仕方が悪かったと思いますけど、地域主権の一括法で将来的にもう町道は国じゃなくして、国道は国が管理しますよ、町県道はおのおので一括、もう各自治体でそういうふうな基準を下さいということで、国に準じた同じとは町で新しく制定するということですから、その辺を御理解願いたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第3号 太良町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第4号 太良町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

この提案理由の中に太良町暴力団排除条例中の引用事項を改正する必要性が生じたためとありますが、この引用事項がどういう内容からどういう内容に変わったのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ここに議案の中に改正文載せておりますけれども、第2条第6号中の法第32条の2第1項というのが、もともと都道府県の暴力追放運動推進センターという、これを規定した分を、これは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第32条の2の第1項というのが今

申しました都道府県暴力追放運動推進センターを規定されている条項です。それを今回の24年度の法律改正でその条文がずれたものですから、その条文のずれた条項を、今回法第32条3第1項にずれたものから、それに訂正をするということです。内容は先ほど申しましたように、都道府県の暴力追放運動推進センターの指定の件をそこに規定させておるということでございます。

○3番（所賀 廣君）

この第2条第6号中の第32条の2第1項が第32条の3第1項に変わったと、この条項が変わったという、それだけのことですか。

○総務課長（毎原哲也君）

そのとおりでございます。法律が改正されることによって、もともと本来規定された条文がずれる場合があって、ずれてるものから、そのずれた分の条項に変えたと、ただそれだけのことでございます。

○議長（末次利男君）

質疑はないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第4号 太良町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第5号 太良町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

3条5項の中に学識経験のある者ということを書いておりますが、なぜ学識経験者が必要なのか、その辺からお伺いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは佐賀県のほうでこういう学識経験者等を入れるという規定が条例が成立をしております。

ますので、この場合、上位の条例または法律に合わせるということが必要になっておりますので、今回この学識経験者等を入れるということで提案をさせていただいております。

○10番（久保繁幸君）

それでは、ぼちぼちこれの案もお考えと思うんですが、どのような方の案をお持ちなのか、どういう学識経験者なのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとまだ今のところ誰にするというのは決めておりませんが、およそ学識経験ということになりますと、防災関係に物すごく詳しい方あるいは過去経験があった方、そういう方をしなくちゃいけないというふうに思っております。具体的に申しますと、消防団の幹部のOBとか、そういう方々を充てるのが一番適当ではないかなというふうに考えております。

○7番（牟田則雄君）

ちょっといろいろな会議の中でこの学識経験者という言葉が出てくるんですが、そろそろみんながわかりやすい学識経験者の定義、経験がどのくらいあるとか、その専門学をどの程度おさめられてるとか、そういうみんなが、ああ、なるほどというような学識経験者の定義というとはどのようにちょっと考えておられるか、そこら辺がいろいろな会議の中でも、ただ言葉だけで学識経験者というのが入って、例えば農業委員会なんかも以前は、今はもうなくなりましたが、議会で議員の中から選んで、そりゃ相当の知識のある方を選ばれとったと思うんですが、それでも学識経験者ということですとずっとやってきとったところがありますね。そいけん、そういうところをこういうところでもうたうときには、上位のいろいろ県とか国で決められとるといっても、その中にこれは全く定義なくただ学識経験者というこの文字だけで支持されてるのか、その学識経験者の中身がこの程度の知識とか経験がえられる方と考えなさいということをしてるのか、ちょっとそこら辺を。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この学識経験というのは、私が知る限りでは経歴が何年以上あってとか、そういうものはなくて、この方はその会議、学識経験者として入るにふさわしい能力を持っておられるという観点から、多分過去ずっと判断をしてきてると思うんですね。それを具体的に例えば何年以上の何の経験が必要かというような規定のある期間とかそういうもの、勉強しておられるからとか、そういうのを決めるのはちょっとなかなか難しいことだと思います。ちょっと今情報もらいましたけども、学識経験者というと学問上の見識と豊かな生活経験のある人ということで、非常に曖昧な定義なので、曖昧な定義のまま、こちらがこちらの方がいいでしょうという判断のもとに選んでいくしかないんじゃないかというふうに思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第5号 太良町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第6号 太良町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第6号 太良町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第7号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

これは多分職員の方が骨髄等ドナー提供するときの規定だと思うんですけど、この中に末梢血幹細胞移植ということが上がってますけれど、これについてちょっと説明をしていただけないでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとこれは私も医学的な問題なので、詳しくは申し上げることはできないんですけど、まず骨髄と今回末梢血幹細胞というのを追加したわけです。以前から骨髄はあったんですけども、末梢血幹細胞移植のためということでそれを追加したわけですけども、これ白血病の方にこの移植をすると有効だというようなことだそうです。ちょっとここに書いてあるのを見てみますと、通常骨髄に比べると末梢血中の造血幹細胞が少なく、末梢血を集めても生着率というのようわからんですが、生着に十分な細胞数が確保できないということで、造血作用をふやしてあげるといようなことらしいです。ある方の、通常の方にある注射をしたら、その骨髄の中に造血作用する成分が出てくると、そういうことで白血病の治療に充てるということで、今回骨髄のドナーになる方あるいはこの末梢血幹細胞移植という、これもするのも同等じゃないかというような感じで、今回その分を追加させていただいてるということでございます。

○1番（田川 浩君）

この末梢血幹細胞移植のほうがかちょっとドナーの拘束される日にちが長いとは聞いているんですけど、それでいいんですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

もうそこまでちょっと私存じ上げておりません、済みません。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと恥ずかしいですが、このあがんとは末梢血で切って幹細胞と読むのか、今課長が呼ばれてるように末梢血幹、細胞で読むのか、ちょっとそのところが、末梢血で切って幹細胞、後の幹細胞と読むほうかなあと思ったんですけど、ちょっとそのところをはっきり教えてください。

○総務課長（毎原哲也君）

これは正しくは末梢血幹細胞と読むということだと思います。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、一息でこれ末梢血幹細胞までで一つの意味になると、それとも末梢血をつくる細胞、それをつくる幹になる、基本になる細胞のことを言うてあるのか、そのところがちょっとこのあがんとでいかんぎそこで切ったほうが何か意味がわかりやすいと思って自分は判断したんですけど、どうですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど田川議員に御説明したときの資料の頭には末梢血幹細胞とはということで標記をしてあるわけですよ。だから、末梢血幹細胞を移植するという、そういう呼び方でよろしいのではないかというふうに思います。

○10番（久保繁幸君）

この必要な検査、入院等のためにその都度必要と認める期間と書いてあります。上限はどれくらいの上限と考えておられますか、日数。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとこれも私もちょっと詳しくありません。資料から申し上げますと、ドナーに皮膚注射をして、先ほど申したように骨髄から造血成分が出ると、それに大体投与開始から四、五日、5日目ぐらいまでかかるということが書かれておりますので、それぐらいの休みは必要じゃないかと考えております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第7号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第8号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

これは、まずは何人の予定でこの検討委員会の委員さんを決められるのか、今ここ人数は書いてございませんが、何人、検討委員会の委員さんの数を教えてください。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

教育環境整備の検討委員さんにつきましては、知識経験者6名、そして団体代表者6名、そして教職員、学校長です、各学校1名ということで4名の16名で構成をしております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

それでは、本来からいえば、こういう検討委員会というのは10年前につくっておくべき検討委員会と思うんですが、どのようなことを今後検討されていく予定なのかお伺いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

新教育環境整備検討委員会ということで、実際は平成21年に太良町教育環境整備検討委員会とあつったわけですけど、そこが間隔が2年ほど私が着任したときに切れておりまして、その後議員御承知のとおり少子化に伴う一般質問等をいただいております。今後の協議の内容につきましては、新年度一応5回ほど計画をして、25年度である程度一定の方向性を出していきたいということで、これは田川議員の12月の質問の中でもあつりましたので、それに向けて対応していきたいと。大きく申し上げれば、少子化に伴う学校の再編とか三里分校の件とか、こういった統廃合問題を含めてこれが大きな課題になってくると思いますので、この対応に向けて協議を、本年度、来週ですけど、来週も1回、3月21日に実施するように計画をしております。25年度に5回程度持って行って一定の方向性が出ればということで、そういった内容で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

今、新年度になって5回程度というふうなお答えなんですが、新年度の予算、先取りなんですが見てみますと、5回されると、最低でも2万円要りますよね。それでは、ここに太良町教育環境整備検討委員会、これは新年度のところでまた言おうかなと思ったんですが、今人数言われた6、6、4で16ですね、その報酬予算額といけば、これは後からの質問だったと思うんですが、今、新年度5回の予定と言われたんで、この辺の予算組みはちょっと18万円ですか、どういうふうな、これは新年度でいきますかね、そういうふうに書いてありますんで、ちょっと今新年度のことを言われたんで、143ページです。

○学校教育課長（野口士郎君）

済みません。さきのちょっと内容を申し上げましたので、今もこの流れで申し上げます。実際16名ですけど、学校長とか報酬は関係しませんので、またPTA会長とか役場職員でもあつたりしとります。したがいまして、16分の9名の予算を4,000円掛ける5回ということで計上して18万円ということでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

平成21年度にできとったのが2年間切れて、今度再度新しくして新教育環境整備というのを立ち上げたというようなことですね。そんなら、平成21年当時は当時何名で例えばそういう委員会ができとったのか、そしてその当時はどういうことをされとったのか、わざわざ今回新しくそがん16人も合わせてつくって、この環境整備についてばせんばいかんのかどうか、今までの例えば今回が団体とかなんとか入っとるばってんが、そがんとまで入れてせんばいかんのかどうか、その辺が今までの21年当時の延長何人でやられとったのか、その辺で十分対応のできるっちゃなかかなと私自身は感じとばってんが、再度新しゅう今回ことばつくってせんばいかんのかどうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

当時、当初のスタートは11名でございました。今回の16名ということにつきましては、PTAの関係者とかもその辺含んでPTAのOBですね、そういう方も含んだところで16名の構成ということで、当時は老朽化に伴う耐震とかそういったものを協議をしております、中尾分校の閉校の問題とか、そういった議題的には学校の施設の改修を中心に、内容としてはそういった会議を重ねてきとったところがございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

平成21年度も例えば11名で学校建設にしろ中尾分校の廃校にせろ、何にせろ、それでできとったわけたい。そして、今回わざわざ人間までふやして、予算まで使うて、そがんする必要があるか。例えば11人なら11人で十分可能じゃなかとかなって。今回新何てろとかいろいろ名前はつけながらそがいやってしよるばってんさ、そこまでする必要があるのかなって。一旦人間が寄れば寄るほど話も進まん、何も進まんような状況で、やっぱりコンパクトにして、スムーズな運営ができて、さっさと決まるほうが、いろいろ、そりゃ考え方はいろいろと思うよ、いろんな知恵を余計入れてするのも一つの方法、しかし今までも11人でできとったとをわざわざふやして混乱させるような状況ばつくとが果たしていいのかどうか、いろんな意見が出てくるよ、今度は、そがんしたときは。それよりかもう少し今までどおりコンパクトにして人間の充実を図って、そういう人たちの見識によってさっさとさばけて、さっさと運用ができるような状況ばつくとったほうが私はベターじゃなあかなと思うとばってんが、その辺についてはどがん考える。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

この組織につきましては、平成24年11月15日でスタートいたしまして、25年度以降もこう

いった構成でということで、もう実際スタートをさせていただいております。少子化に伴う大きな坂口議員おっしゃるような人数的な少なくて意見とか集約の問題とかあろうかと思えますけど、大きなテーマがございますので、幅広い意見というか、そういったのを聞きたい、確認したいというようなことでこういった構成になった状況でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それじゃ、幅広く意見ば聞くわけですから、さっさとすばらしいそういう意見統制ができてねもう5回なら5回で、例えば今回5回予算ば組んどってのことですので、そこでぴしゃっとした結論を出していただきたいと、お願いします。そのお願いについて答弁を。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

大きなこれはテーマですけど、12月の議会で前教育長がその辺はお示しをされたところでございます。現教育長と坂口議員おっしゃったように25年度で一定の方向性を出せるように詰めていきたいと思っております。

以上です。

○教育長（松尾雅晴君）

失礼します。

非常に大きい問題だと思っております。県内でも各地区で統廃合をやったけれども、まだ保護者の反対の声は非常に根強いというそういう報道がなされております。だから、ある意味校舎の大規模改修も終わり、耐震強度の工事も終わり、校舎に対して大型の予算を組むというようなあれはさして現状ではないだろうと思っておりますので、この点については非常に慎重にやはり地域の方、保護者、子供にとってそれが教育的に効果があるのかどうかというのを見計らわないと、やはり保護者が反対署名運動をやったり何かという中で、そういう中での教育というのは効果が上がらないというふうに思いますので、性急にじゃなくて、やはり地域住民の声を聞きながら、検討委員会の方々もしっかりその中で慎重審議をしてもらいながら、ある種町民の大多数の声が反映するような方向が一番結論としていい方向に教育のほう進むだろうというふうに思っておりますので、期限を切って云々じゃなくて、そういう方向では努力をやりますというようなことで教育委員会としては方向性でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

もう3回以上しとるとばってんが、別に私は分校あたりを閉校しよるとかなんとか、そういうどうのこうのじゃなかです。あいどんある程度時間をかけて時間をかけてということは、これはいつまでたっても結論が出んということにしかあなたの教育長の話じゃ聞こえん

わけね。やはり一定の5回、5回、それ以上でもよかくさいね、それは、あいどんある程度
のめどは、やっぱりはじめというか、その辺はつけとかんと、最終的にまとまんやった、
はい、ああ、次に、また来年度やりますよというようなことじゃ、やはりどがんかなあと、
あなたの教育長自身もどがん思うかわからんばってんが、我々だって同じこと、何年来ずっ
と引っ張っていく、それは果たしていいことかどうか、どっかでやっぱりぴしゃっとした区
切りをつけてですよ方向性、それができるできんは別として、ああ、今回はいろんな例えば
協議しましたけれども、この問題についてはちょっと結論が出ませんでしたと、ぴしゃっと
した方向を、うやむやで言わんで、最後にぴしゃっと言うてから、そして次に進むなら進む、
はじめができるならできる、その辺はぴしゃっとしてもらわんと、議会も町もしかりですよ、
ずるずるずるずるやるようなことが果たしていいのかどうかということを私は言いたかわけ。
そいけん、やっぱり5回なら5回である程度の方向性を見せてほしかと。あなたの答弁では、
教育長の答弁では慎重に、慎重にという、それはわかると、慎重にはですよ、だいでん慎重、
特にこういう問題は慎重にせんばいかん、あいどんどっかでけじめはつけんばいかんとい
うところですよ。その辺について、あなたの初めて教育長に質問しよつとですけども、姿勢
というか、そういうところをぴしゃっとけじめはけじめしますとか、どういう性格なのか私
わかりませんので、その辺の教育長としての性格、今から見ていくやっけんが、方向性、そ
れについてどがん今の答弁なのか、また変わる答弁があるのか言っただければと思いま
す。

○教育長（松尾雅晴君）

努力していきたいというふうに思っております。

○3番（所賀 廣君）

まず、最初に思うのは、この委員会が空転しないということを非常に思うわけです。その
一つとして、三里分校の問題、これはもう長年、我々総務委員会に入ってからずっと検討課
題として話し合っただけでもしてきてたわけですけど、今度の24年度に教育委員会と三里の方、
生徒さんも含む保護者を含む住民の方との話し合いのすり合わせがもしあったなら、その
報告をいただいて我々も地域の方との話し合いの場を持ちたいということと言っただけと思
うわけですけど、その返答が返ってきてないと私は思っています。これも地域の方の意見が大
事、大事ということで十分に検討していきたいということも結構です、それが本当と思いま
すけど、これを具体的にじゃどういうふうな方向でいってということをはっきり示せるよう
に、この委員会がせっかくできたなら、強くその辺の気持ちを持って対処していきたいとい
うふうに思うわけですね。また、いつまでもこれずるずるずるずるいって、いや、検討して
いますじゃ、まさに空転ですから、空っぽで回っていくというふうな状況になりますので、
この辺、例えば三里分校の点についてもいいですけど、まだ教育長なられて新しいわけです
が、どういうふうに思っておられますか。

○教育長（松尾雅晴君）

昨年の暮れに教育委員会、それから三里分校の保護者の方と、それから分校の職員の方、それから多良小学校の校長等が三里分校で保護者の方々の話を聞いておいでになります。それによると、保護者の方はぜひここでというような声の方向の、報告書を見るとそういう保護者の声のようであります。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

恐らくそうでしょう、マンツーマン指導で十分行き届くということもあるでしょうけど、じゃみんなとの集団生活の中で何かが生まれてくるというメリットもあるですね。その辺も十分話し合いながら教育長先頭になって、やがては統合という形になると思うわけですよ。この方向に向けていくには、じゃどうすればいいのかというふうなところも含めて十分に説明をし説得をしながら、やっぱり統合という方向に持っていかんと私はまずいというふうに思うわけですよ。保護者の方は反対と言っておられますから、じゃ反対、あくまでも三里分校は残しますよ、1名になっても残しますよでいいのかどうか、その辺は十分に頭の中に入れていただいて、もうできたら今年度中に結論を出していただきたいとかというふうをお願いをしたいわけですね。いつまでもさっき言いましたような空転のような状況でいつてはまずい問題がこの三里分校とっておりますので。もう一回どうぞ。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えいたします。

三里分校の3名の子供さんに対しましては、小規模、わずか3名だからと、教育的ハンディが先ほど大勢の中で子供たちは切磋琢磨されると、それが3名だとなかなか難しいと、議員さんのおっしゃるとおりだろうと思っております。それをカバーするために本校との交流というのを現在のところ小学校のほうで本校のほうに来て本校の生徒たちとそういう時間を共有するという時間をとっているようでございます。

それから、ついこの間の1月の土曜日でしたでしょうか、美しい日本語暗唱大会がありましたけども、三里分校の子供3名とも非常に舞台に立って暗唱、いわゆる語りかけをやっておりましたけども、非常に小さい分校の生徒だからというような雰囲気は子供たちからは感じられませんでした。だから、ある意味そういう交流、本校との交流というのが非常にそういったことで生きてるのかなあというふうに見せていただきました。いずれにしても先ほどありましたように努力していきたいというふうに思っております。

○3番（所賀 廣君）

確かにそうでしょうね、やっぱりマンツーマンという指導も一つあって、暗唱大会あたりもいい成績が残るような感じもいたしますけど、年に5回というふうに言われましたけど、これは5回でも6回でも10回でもいいと思います。その辺を含めた話し合いの場というのを

我々の総務委員会のほうにもいただいて、ぜひ意見交換というんですか、そういった形も教育長、課長含めて持っていただきたいというふうに思うわけですよ。本当に強く要望したいところですので、課長、お願いしますが、いかがですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

前回、12月16日に教育長、校長、先ほど教育長が答弁しましたとおり、そのときには内部でできるだけそういう保護者に圧力というか、そういったプレッシャーにならないようにということで計画をしております。今後所賀議員おっしゃったように総務の議会のほうともその辺は調整をしながら、前回の会議のときに新しい新入生の保護者が今度入ってこられたりしますので、そういったところと4月か5月のうちに近いうちに1回会って保護者と話したいと思っております。その辺の流れについては、また議会のほうでも報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

これは国、県あたりの法律が変わったからということじゃないことで提案されてると思って質問するんですが、ここに「非常勤のもの」という表現の仕方、「もの」、「もの」、平仮名で「ものの」という表現の文章のつくり方してあるんですが、これはこういう協議をお願いするというこっちから敬意を持って迎える方に対して「ものの」というこの表現が果たしてふさわしいのかどうか、これが国とか県がこういう書き方して、それに倣ってるのならしいんですが、これは太良町単独の条文だと思いますので、このところ私は非常に違和感を感じるんですが、執行部の方どうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは県でもこういう表現の仕方をして、全国各市町村こういう言い方をしているものと思います。失礼に当たると考えられるところもあるかもしれませんが、こういう言い回しですので、御理解をいただきたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは法律用語としては一般的ということでは理解していいわけですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第8号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

どのように変わるのか、その説明からいただきたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これも児童手当法が改正されたことに伴って条文がちょっとずれてしまったということで、その分が第6条第1項が第2条第1項にその条文内容が変わったということで、今回その分を第2条第1項にしなければならない必要が生じたために、児童手当法の改正で条文が変更になったために、その部分が第6条から第2条のほうに行ってしまったということで、今回条文の整理のためにこれを提案しているものでございます。

○10番（久保繁幸君）

それでは、第1子から順々にこれが児童手当法の改正で変わると思うんですが、1子から3子、4子というふうな場合は、今までの手当とそう変わらないところですかね。今まで第1子幾ら、第2子幾ら、第3子幾らというふうなことを決めてあったと思うんですが、その辺はどのように変わるのかですね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとこの額がこういうふうに変ったという条文ではございませんでしたので、この条文についてはどのような保護者に対して支給をするかという条文であって、それから今言いましたようにどのような保護者に児童手当を支給する、あるいはその費用負担はどこがするということの部分の条文でございます。ちょっと前の支給額がどれぐらいだとかというのが、ちょっと私済みません、ここに資料として持ちませんけれども、大体3歳未満の方には

月額1万5,000円、それから3歳以上小学校修了前までの方に1万円、これ第1子、第2子までですけど、3歳以上小学校修了前までの方の第3子以降には1万5,000円、中学生には1万円をやると。あと所得制限額以上である者につきましては月額5,000円と、そういう規定がなされております。

○10番（久保繁幸君）

ちょっと私勉強不足でわかんない、所得制限は幾らですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと詳しくは知りませんが、ちょっとここで簡単に申し上げますと、所得制限額は960万円、夫婦、児童2人世帯を基準に設定をするということですが、ちょっと詳しい内容は、済みません、ここでわかりません。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

関連だと思いますがお答えをいたします。

今回の条例案の改正については、引用条項の改正でございますので、その条項の中身は私存じ上げませんが、児童手当の拠出金については事業主が出す部分がございます、事業主が出す部分、国、県、市町村ももちろん児童手当の財源として支出をいたしておりますが、事業主がその会社の従業員の報酬と給与の総額に対して各事業者で違いますが、約0.15%分を拠出しております。その部分の改正が昨年度あっております。

それと、先ほどの特例給付につきましては、先ほど総務課長がお答えをいたしたとおりでございます、夫婦、児童2人の世帯で標準世帯で960万円ということが所得制限がありまして、太良町においては新年度においても約20の方が特例給付の対象ということで計算をしております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

途中でございますが、暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第10 議案第10号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第10号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

この道路の占用については、道路法施行令の一部改正に伴いということですが、この占用料が変更した背景ですね、例えば固定資産税の再評価とかあると思うんですが、どういった背景があるのかというのをお聞かせください。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この占用料の物件とか額につきましては、道路法施行令の別表を準用しております。この道路法施行令につきましては、地価水準の変動等を踏まえ国が占用料の改定等を行っておりますので、今回も内容的には人口50万人以上の市については単価が上昇しておりますけど、50万人未満の市及び町村については全国一律下がっているというふうな見直しがされておりますので、それに準じて町の占用料徴収条例も改正するものです。

○1番（田川 浩君）

これは道路ですから道路だけに関してのことか、田畑ですね、とか山林とかに対するものについては関係ないのか、どちらでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

これにつきましては、町道における占用の分です。

○1番（田川 浩君）

資料を見ますと、地価が下がったということで連動しまして、例えば第1種の電柱にしましたら現行770円が460円になるというふうに載っておりますけれど、現在これに対するこの占用料についての減収ですね、現在どのくらいで、これになったらどれくらい減収になるというのをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現行の条例による占用料の額が全体的に224万7,000円というふうな計算をしておりますが、

これが改正後の占用料の額が141万6,000円ということで、83万1,000円の減額になるというふうに見込んでおります。

○3番（所賀 廣君）

これ第1種から第3種までの電柱、第1種から第3種までの電話柱、いろいろありますけど、町道に立ってる分は大体この2種類だけなんではないでしょうか。それが大半を占めると思いますが、例えばケーブルの電柱だとか、その辺のところ、ちょっと説明をしていただけますか。本数がわかれば、1種、2種、3種分けなくてもいいですので、九州電力柱が何本なのか、NTT柱が何本なのか、あるいはケーブル柱あたりは関係しないのかどうなのか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

九電柱につきましては、1種から3種のうち占用料は第2種の電柱ということで徴収をいたしております。本柱が551本、支線等が287本、それと共架電線ということで、これはNTT柱に共架している電柱の線が1万1,610メートル、それと西日本電信電話株式会社、NTTの分でありますけど、これも1種から3種まで電話柱ありますけど、占用料につきましては第1種の電話柱を徴収するというようになっております。電話柱、本柱が243本、支線等が51本、共架電線が2,864メートル、公衆電話所が1個、あと管路とかコンクリート、ヒューム管等が埋設されております。それと、藤津ケーブルビジョンも鋼管柱の27本、支線の15本というふうになっております。

○3番（所賀 廣君）

ついでに、今の言われた九州電力柱、NTT柱、ケーブル柱、それ以外にはないですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

九州通信ネットワーク株式会社の光ケーブル、それとソフトバンクモバイルの同じく光ケーブル、NTTドコモのこれも光ケーブル等があります。それと、KDDI、そういったものがあります。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第10号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第11号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは1平方メートル当たりにつき1年と書いてあるんですが、この占用料の料金は、これは国で定めたものですか、町で定めたものですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

これは町で定めた単価であります。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、1カ月単位で借るときはどのような方法で、あくまで1年分徴収するのか、月単位なのか、日単位なのか、そこら辺はどうなってますか。

○建設課長（川崎義秋君）

年額で定めております分につきましては、1年未満のものは月割りで計算をするということとなります。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、月割りということは、この230円、一番上の普通建物の場合は230円になってますが、これを12で割るということですか。

○建設課長（川崎義秋君）

そういうふうになります。ただし、建物等につきましては、もう月で占用というのはございません、今うちのほうで占用許可してる分は、そのために実際は、もう年額で全て占用料の徴収というふうになっております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、太良町独自でこれ制定しとるということになると、一般的な使用料からにしたら、もうとんでもない、かけ離れた値段になるわけですね。例えば例を申しますと、自動車の駐車場、屋根でも何でもない、ただ土地だけ貸す、これが車で大体約5平米か6平米ぐらい使うと思うんですよ。それで大体5,000円としても、平米当たり月で1,000円みんな払ってるわけですよ、そういう人のものを借る場合は、月1,000円に当たるんですよ。これからいけば、公共物、みんなが普通使う施設とか土地とか、そういうものに対して年に平米230円というのは、町で定めるのなら、そこら辺も一般的な世の中で、はやってる使用料と

かを含めてもう少し考えないと、余りにもそこが何十分の1か何百分の1かの料金になってしまいますので、そこら辺、普通ぱっと思えば浮かぶのが、車庫1台とめる分にして月に5,000円ぐらいが大体どこでも相場みたいなもんですから、それからいけば平米当たり月に1,000円ぐらい当たるわけですよ。そしたら、こういう公共物を借る場合は、それよりも安い設定というのは、みんなほかの町民から考えたらなかなか理解しにくい値段であって、そこら辺も含んでこの料金設定は、これを設定するときに考えられたのか、それとも何か単純にこういう値段を設定されたのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この1,000円案につきましては、平成21年に定めておりますけど、当時近隣の市町の同じような法定外の占用料等を調査いたしまして、太良町として妥当な額ということでこの額を決定しております。

以上です。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

○10番（久保繁幸君）

今さっきの10条では占用の徴収81万1,000円と言われてましたかね、これで11条の分で公共物の管理、これだけの値段下げて減収、財源の減は幾らばかりの見込みをされてますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現行条例で48万6,000円が改正後には41万3,000円となる見込みです。減の7万3,000円というふうにならばちょっと見込んでおります。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、7万数千円ということになると、金額的にここ1,200円を700円に、690円を410円という、件数的にはそんな多いことはないわけですね。その件数等々が多少わかれば教えていただければ。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

九州電力株式会社のほうが電柱が74本、それと支線等が67本、それと西日本電信電話株式会社、電話柱が5本、支線等が3本、そのほかに2本放送協会のケーブルとかそういったものが何件かございます。

○9番（見陣泰幸君）

ここで改正になってるのが3種類ですね、電柱で。そして、ほかのとは改正はしてないと、その根拠は。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

電柱類等につきましては、道路法施行令の定められております占用料を参考に定めております。町道の占用料の改定と合わせまして同じ額にするためにこの電柱類等の3件について改正をするものでございます。

○9番（見陣泰幸君）

先ほどの地価の変動によってという、それを対象にしてあるんだと思うんですけど、地価の変動に関してなら、ほかのとも関係してくるんじゃないかと思うんですけど、地価の変動は上がり下がりあって、次に変動があって、国のちょっと変更があれば、またこれも変更するということですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道路法施行令につきましては、地価水準の変更等で国のほうで変更しております。電柱類とかその他全て占用料については変更になっておりますけど、この法定外公共物につきましては近隣の市町、全て単価が違います。太良町としてはその中から適当な額ということで決定しておりますし、太良町で地価水準の変更が極端に変わった場合は見直しする必要が出てくるかと思っておりますけど、そういう極端な変動はあってないとちょっと私のほうは思っております。そのためにこの分については今のところ改定をするということは考えておりません。

○9番（見陣泰幸君）

これは町単独の金額設定だと思うんですよ。ですから、この3種類についても一々そこら辺の変動があったから変えるという、その必要はないかなとは思うんですよ、これは町単独のものであって、町が決めることであるなら、このまま前のおりいってもおかしくはないとは思うんですけど、一々変えなくてもですね、そこら辺はどうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

先ほど議案第10号におきまして町道の占用料の改定ということで電柱、電話柱類もちょっと料金の改定をしておりますので、同じ九電あるいはNTTということになりますので、町道と合わせるということで、一応この3種類については料金の改定をしたいというふうに考えております。

○11番（坂口久信君）

今、第11号、第10号もしかりですけれども、非常にこういう財源の厳しいときに太良町が独自で設定ができるというとなら、ちょっとした金額的には開きはないかもしれんけれども、そこを町独自で決められるとなら、今までどおりもろうてもおかしくはなかなあと思う。わざわざ改正してまで安うなす必要があるのかなと、それが1つね。

それで、関連して、地価の下落によって、これは下落によってこういう改定がなされたというようなことで、ちょっと私もわからんとですけど、税務課にちょっとお尋ねですけども、固定資産税とかそういう部分の地価の下落も非常にしておりますけれども、そういうとの改正あたりは今回なされておるのかどうか、2点お願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり法定外公共物は町独自で単価を定めておりますので、絶対しなければならないということはありませんけど、町道におきまして電柱類等を改定をしますので、同じ電柱でありますので、町道、例えばこの法定外公共物は里道、水路とありますけど、ほとんど里道と町道ということでありまして、同じような取り扱いにしたいということで、今回の改定をちょっとするようにしております。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

固定資産税のもとになる地価の下落の状況でございますけども、平均的な数字を申し上げますと、23年から24年で2.5%マイナス、22から23で2.4%マイナス、21から22で2.8%のマイナスというふうな状況が続いております、下落の状況が続いております。それに応じる形で固定資産の評価額につきましても20年度以降、毎年下落修正ということで、地価の下落分についての評価の見直しを行っているところでございます。

○11番（坂口久信君）

もういろいろ言うことなか、第10号に賛成して、これ反対というわけにもいかんけんですね、その第10号のときちょっとあれせんばいかんやったかなあとというのは、町が決めよつたらそういうことやったかなあとという気はしておりますけれども、やっぱり太良町、今後は自分で決められる部分については、特にこういう公共物の中でそういうNTTとか一番経営のいい大手企業あたりが立てとるところについては、よう考えて、今後は地価の下落やけんといって下げてしまうというような状況は考えていただかんばいかんかなあと、十分考えて、その辺の大手のいいところからはもらうもんな町ももらうと、財源も幾らかでもそこに5万円でも7万円でもプラスになるわけですから、今後はそういうところを十分検討しながら、値段の設定については議会に出す以上はそういうことも含めて検討して出していただきたいと思っておりますけれども。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成21年度にこの単価というか定めておりますので、これが今後ずっとこの単価でいくということではございませんので、やはり数年先には単価等の見直しはする必要があると思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第11号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第12号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

提案理由の中に地域主権改革一括法における法の改正に伴うとありますが、この内容、どういった内容でしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

公営住宅法がこの地域主権一括法によりまして改正されております。その中で公営住宅を整備する基準というのを各公営住宅の管理者で定めてくださいということでございますので、町のほうでは国の整備基準に準用するというので改正をお願いしているところでございます。

○3番（所賀 廣君）

じゃ、この整備基準にはちょっと該当しないと思いますが、現在借りておられる入居者の方ですね、この方が何年か入って退去する場合の、やっぱりそれ汚したりとか壊したりとかという部分も含めてのことでしょうけど、例えば壁を塗りかえてもとに戻しなさいとか、建設課のほうでちゃんと試算があると思いますけど、その辺の負担の割合が大体のところ入居者の方が、仮に10とすると入居者の方が退去されるときに7割ぐらいの負担を強いられるというか、自分たちが汚したということも含めれば強いられるという言葉がふさわしくないかもしれませんが、約7割ぐらい、あとの3割を町で負担してやってあげましようとい

うふうなざっとの概算ですけど、そんな推移でいっとると思うんですけど、この辺の負担の割合をもう少し軽減できないだろうかというふうな気がしとるんですけど、その辺、この住宅法とちょっと違うかもわかりませんが、そこをどう考えられますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

退去する場合は入居者で修繕を行わなければならないということで規定されているものがございます。それ以外に経年劣化により議員御指摘のとおり壁とか畳の、床ですね、そういったものについては管理者で修繕は行うというふうにしてはおりますが、厳密に今これをどうのこうではなくて、ケース・バイ・ケースで職員が対応をしているところでございます。

○3番（所賀 廣君）

自分たちが汚した分は自分たちで修理するというのが原則だと思いますけど、こういうことを言われたとですよ、何か入ってから次出ていくときに負担せんばいかんけん、町営住宅には申し込もうごんなかねえという声も聞きまして、それが一般的な考え方かどうかは別として、どうなのかな、もうちょっと負担の割合というのを軽減してやってもよかやなかかという考え方があったもんですから、和室だとか畳だとか和室の壁とか、こういった部分はよしと今されとるんですね、持ってくださいということで。浴室部分だとか厨房の辺、この辺の機器類については町では持ちましようというふうなある程度の考え方があると思うんですけど、その辺をもうちょっと町で見てやろうかという部分をふやしてやってもよかやなかかという考え方がするとですけど、今即答はできませんでしょうけど、検討していただけないだろうかという気がしておりますが。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

長期入居されておられる場合は、そういったことで私たちもちょっと修繕の費用がちょっと負担になるというようなことも聞いてはおりますが、ただし畳の表がえとかふすまの張りかえ等については、必ずこれは入居者の修繕の義務があるということになっております。敷金を3カ月分しか取っておりませんので、畳の表がえだけでも敷金では不足するという状況であります。やっぱり経年劣化等によって壁等の色が変わったりとか、そういったものについては入居者で負担させるのはちょっとどうかなというようなところについては、現在も町のほうで一部負担して行っているところもありますので、そういったことを今後検討はしてみたいと思います。

○8番（川下武則君）

これとは余りあれですけど、実は町営のほうにもまだ入りたいけど、なかなかずっと長期入所されているんでなかなか入りにくいという分も聞くんですけど、そこで我が町も1万人を切った情勢の中で、若い人たちがどうしても親と余り住まんということで鹿島のほうに結

構向こうに住居地を求めていくといいますか、そういう中で、なるべく太良町に残したいというあれもあるんですけど、町長、前もこういう事業の話をしたと思うんですけど、もう少し一戸建ての若者たちが定住できるようなんを町のほうで考えてできないかなあという思いがあるんですけど、そこら辺をちょっとお聞かせもらえればと思いますけど。

○町長（岩島正昭君）

今、こうだということは申し上げられませんが、大体そういうふうな計画を、思案を練ったりします。今後そういうふうな現地調査等々をやりながら、来年の予算に向けて内部的には今話をしている状況でございます。これはそういうふうな一戸建ての住宅と申しまして、これは補助事業でやった場合は払い下げできないんですよ、これはもう国の基準で。だから、国交省に……出ないもんだから、まずそういうふうなことを政策する以上は、単独事業でつくって、ほいでそれを家賃が5万円か6万円ぐらいで20年後には自分のものになるというふうな政策は今後考えないかんじやろうなというふうな検討を今してる状況でございます。

○7番（牟田則雄君）

今のとに関連してですが、国の規定に従ってなら日本全国どこでもつくるわけですよ。それら条件のいいところに必ず負けますので、やっぱり太良は太良、太良におればこういう有利なことをしてもらおうとばいなという、そこが単独事業でもどんどん積極的に考えてやっていってもらわんことには、もうこの減少傾向は多分歯どめができんじやなかろうかと思えますので、そこら辺はぜひリーダーシップをとってしっかり頑張っていってほしいと思います。

○町長（岩島正昭君）

確かに私が今冒頭申しましたとおり、もう少子化対策もある程度定住促進とか、あるいは医療費の無料化等々やりましたけれども、あとはもう定住も家屋を提供するというようなことが、だから今交通アクセスも広域農道等ができて通勤距離の範囲内の恐らく諫早も鹿島もできますから、……立地条件も加味しながら、そういうふうな造成工事をやりたいというふうな計画を持っているところでございます。今から1年間練り上げて、来年度あたりで皆さんたちにこういうふうなことをやりたいというように御提示したいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第12号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第13号 太良町社会体育館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第13号 太良町社会体育館条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（末次利男君）

日程第14. 議案第14号 平成24年度太良町庁舎エレベーター施設設置工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

金額のほうがか約120万円ほど増額しておりますが、内容的なものをお聞かせください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

大まかに申し上げますと、まず防犯カメラを設置したということございまして、これが60万円程度でございます。

それから、サインですね、案内板ですけど、今既存に張っている分がエレベーター等でき

ますので、一部修正、それから新規にエレベーターから出てきたところに来客者がわかりやすいようなそういう案内板をつくるということで、これが30万円程度、それからエレベーターをつくるに当たって玄関の上の照明灯を、いろいろ照明があったわけですが、そこら辺の新たにまた照明をつくり直すとか、そういうのに30万円ぐらいかかるということでございます。

○1番（田川 浩君）

そしたら、防犯カメラ60万円ですね、これは何個どこにつけられるのかわかりますでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

防犯カメラはエレベーターの中のかごの中に、いわゆる人が乗るところに防犯カメラをつけるということです。それをモニターできるモニター画面と、それから録画できるそういう装置を買うということでございます。

○1番（田川 浩君）

エレベーター内に1個ということでよろしいですね。それがモニターと録画すると。そしたら、録画というのはどこで見るようにして、大体映像というのはどのくらいの期間その映像をとられる予定なのか、まだ決まっていなかったら、大体でいいです。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとその期間については把握しておりません、済みません。

○9番（見陣泰幸君）

関連ですけど、この防犯カメラのモニターですね、監視するモニターをつける場所はどこで監視をして何カ所ですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

モニターの場所は総務課の私の席からエレベーターのほうを向いたところの総務課内の壁にぶら下げるような形で、みんなが総務課の職員あたりは全部が見られるような形で天井からぶら下げた形で見るというふうにしております。1カ所でございます。

○9番（見陣泰幸君）

もしこういうことはないとも言われんですけど、何かがあった場合、2階の総務課で監視するということですぐ対応できるのかですね。各階にそういうのがあれば、3階であれば3階、2階であれば2階、1階であれば1階の人がすぐ行けるという形をとったほうがいいんじゃないかなあとは思んですけど、どうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

1台、エレベーターの中で犯罪が起きることを想定してそれをつけるものですから、うちのほうで見て職員に動員をかける場合があるかもしれませんが、ないことを祈ってますが、十分対応できるんじゃないかというふうには思います。

○7番（牟田則雄君）

これはそしたら完全にもう入札後にこの防犯カメラは気づかれたのか。大体普通一般的に防犯カメラは、もうつける程度の世の中の常識みたいになってるんですので、これは技術上最初からこれを入札のときにこれまで含んで入札しとったら、これはこの単独の値段じゃなく、もっともっと安く、ひょっとしたらそれも含めてこの値段で上の値段でできたかもわかりませんので、今後そういうふうにして一緒にできることはなただけ工事の工程としてもそこで一括の中に入っとったほうが多分やりやすいと思います、別発注よりも。今後こういうことは十分手前で検討して、ぜひ入札のときに同じ入札の中に入るような工夫をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

全く失念しておりまして、町長から指摘を受けて、ああ、そうでしたということで設置をしたという次第でございます。今後このようなことがないように、もっと的確に施行するように努めたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

それと、標識関係のほうが30万円と、今、中のほうで言われたんですが、それは何か電気でしたりなんかするようなどをつくる、ただ標識立てるだけにしては、えらい金額が30万円といえど大きい金額になると思うんですが、そこら辺はどうですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

数が9カ所つくるわけですが、1階に2カ所、2階に、途中の階段に今張ってるものの改修とか全部で2階に2カ所、3階に2カ所、それから既存のもの改修とか、そういうものを含んで9カ所ぐらいたるわけですが、それで取りつけ施工費とかも入れれば大体30万円近くになるということでございます。

○8番（川下武則君）

防犯カメラをつけるのももちろん大事かと思うんですけど、エレベーターを使う方は割とちょっと体が不自由な方とかそういう方が多分に利用されると思うんですよ。それで、エレベーターガールじゃなかばってんが、ある程度なれるまで、そういう1カ月なら1カ月ぐらいいでもそういうのを案内したり、そういうのを連れていったりする人も、もしできれば1カ月ないし2カ月ぐらいい、なれるまでそういうのも検討されたいかなあと思うんですけど

ど、どうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

大変親切な御質問でございますが、今、受付に女性1人置いてるんです、臨時の方ですけど、その方とか、それから職員が気をつけてもらって案内等をするような役目は随時させていきたいというふうに考えております。

○3番（所賀 廣君）

今月で利用、使用できるようになると思いますけど、今後のメンテナンスをどういうふう
に考えておられるのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

メンテナンスにつきましては、年に1回、その専門の業者を入札にして一番効率のいいところに行わせたいというふうに思います。通常はエレベーターを入れた会社がメンテナンスぜひお願いしますというようなことで来られるんですが、高いもんですから、その専門の業者もかなり数多くいらっしゃるの、そういうふうに行かせたいというふうに考えています。

○3番（所賀 廣君）

庁舎について、やがては多良中学校の体育館にもつきます。それ入れて多分町内であと町立太良病院としおさい館と4カ所エレベーターあって思うとですよね。これがメーカーがメンテナンスをしてるのか、さっき言われたメンテナンス専門の業者がおられるのかどうかわかりませんが、この辺、例えば4カ所含めてじゃ入札をしてしようかと考えたときに、おのおので入札されるのも結構でしょうけど、割安になるのならそういった方法もという検討も今後必要になってきても不思議じゃないという感じがしますが、どうですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、ちょっと今後の検討課題ということで、おっしゃるとおり4カ所、台数にして4カ所、もう一つできれば、体育館ができれば5カ所ぐらいなるもんですから、それは今後の検討課題ということでさせていただきたいと思います。

○10番（久保繁幸君）

この防犯カメラ、今、最近大分防犯等々に街中でも役立っている防犯カメラなんですが、この再生日数、時間等々は大体どれくらいのあれを見込まれておられますか。

○総務課長（毎原哲也君）

申しわけございません。ちょっとそこまで把握をしておりません。

○10番（久保繁幸君）

性能がいいのは大分長く再生時間等々も長くなつとるそうでございますので、それとともに、今、治安がいい太良町なんです、この際エレベーターだけでなく、出入り口箇所箇所にこの際防犯カメラ等でも設置されたらばどうかと思うんですが、町長いかがですか。

○町長（岩島正昭君）

防犯対策もありますから、そこら辺もおいおい設置せんないかなだろーと思います。夜間等々は今警備員がおりますけども、庁舎内だけは、もう回り切らんですからね、だから玄関、玄関はもとより両サイドの裏口等々は重点的に、公民館もしかりですけど、ちょっと1回収集してそういうふうな計画もする時期が来てるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第14号 平成24年度太良町庁舎エレベーター施設設置工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者全員〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案第15号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第15号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第16号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第16号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

総務課長の答弁漏れがあっておりますので、許可します。

○総務課長（毎原哲也君）

それでは、午前中のエレベーターの工事請負変更契約のところの審議の中で答弁漏れがありましたので申し上げます。

防犯カメラのビデオの時間はどれぐらいあるのかという御質問についてですが、1日24時間稼働して40日できるとで、40日を過ぎたら自動消去していくということになっておるようでございます。

以上です。

日程第17 議案第17号

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第17号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この歳入の1ページのところですが、先ほどもちょっと説明されたんですが、町税の固定資産税が1,000万円とちょっとの減になってる、これはやっぱり評価額の低下によるものか、それとも何か固定資産の減に、そのものの減によるものか、ちょっと説明お願いします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず、固定資産税でございますが、この1,000万円強の減額につきましては、平成24年度の評価がえにおきまして家屋について対前年度で課税標準額が11億8,000万円課税標準額で減額しております。それで、税額がそれに伴ってマイナスの1,100万円程度落ち込んだ、それが原因でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、その評価額低下によるものということでもいいですか。

○税務課長（藤木 修君）

3年に1回の家屋の評価がえに伴う減ということでございます。

○9番（見陣泰幸君）

30ページの13の委託料、ここに弁護士委託料と55万3,000円ありますけど、この内容説明をお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、まず24年の昨年の終わりごろに地方裁判所での裁判が結審をしたということで、安永法律事務所のほうから弁護士の委託料を請求をされました。その金額が34万2,120円となっております。あと今度相手方が控訴をされましたので、福岡高裁控訴審の着手金として21万円ということで、合計の55万2,120円ですが、予算としては55万3,000円を組まさせていただきます。

○9番（見陣泰幸君）

これはそれだけ2回だけの金額であるならば、安永弁護士さんと契約を結んでられると思うんですけど、その金額は全く入ってないみたいなんですけど、それはどうなってるんですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

安永弁護士と契約を結んだときは、まずそのときに地方裁判所の裁判の着手金として26万2,500円を1回支払つとるわけです。その後、あとの裁判の費用というか弁護士の費用につきましては一番最後に結審したときにその金額をいただきますという契約を結んでおりましたので、その金額が先ほど申しました34万2,120円という金額でございます。合わせればそれだけでも60万円近くは払っておるということになります。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、最初に言うた弁護士さんと契約している金額とか、そして年間の契約料ですか、そこら辺のどこから出てるのか、どこを見ればいいのか、そこら辺は説明をお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その契約で当初着手金としてこれだけをお支払いくださいと、その残りについては後ほど請求をしますよという契約なので、今回、何度も申し上げますが30万2,120円向こうから請求がありましたので、今回その精算としてその額を計上させていただいておるということでございます。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

○3番（所賀 廣君）

関連していいですか。多分私、今、見陣さんのと聞きよったのは、この裁判とは全くある意味関係ないのかなという感じで聞いておりました、市町村組合で安永法律事務所さんを顧問弁護士にしてるのか、それとも太良町独自でしているのか、じゃその顧問弁護士料というのは、予算で毎年上がってくると思いますけど、ある意味こことは関係ないと思いますけど、そういったお金というのは総務費のどこで出てるのかという、私もそこを疑問に思ってしまったので、顧問弁護士料というのは総務費のどこを見ればいいのかということなんです。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと混同されておるようですので、ちょっと説明いたしますと、町が何かの裁判じゃなくて問題が起こったときに安永弁護士なら安永弁護士のほうにちょっと相談に行くと、その相談業務については県の町村会のほうで安永弁護士のほうと委託契約を結ばれて、どこの町でもそこに相談に行っていていいですよと、その相談の回数についても制限なしということで、県の町村会のほうと委託契約を結ばれておるわけですよ。そのお金はもちろん町が町村会の負担金として支払ってる中から支払ってるはずなんですけど、それと今回のように太良町がある意味被告みたいな形になったときは、それは別個で弁護士事務所と契約を結ぶという、その2本立てになつとるわけです。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

じゃ、わかりました。その町村会で契約をして、その中で払っておられる、じゃ太良町としては幾らぐらい取られとってですか。大方、概算、どれぐらいな負担割合になっとつとかなど。

○総務課長（毎原哲也君）

うちが例えば町村会の負担金として年間何百万円か払ってるはずなんですけど、その中で予算を組まれてそっちと組まれるということなので、うちが相談をしたことによって幾らそこにじゃ行ってるのかというのはちょっと計算上出てこないという、もう何回行っても結構ですということなので、それは、もう安永弁護士事務所の御厚意もあるでしょうし、そういういろんな件については受け付けますよ、相談には乗りますということでございます。

○3番（所賀 廣君）

わかりました。じゃ、その町村会から顧問弁護士料年間幾らというふうなものを多分支払いされていると思いますので、今わからないにしても、後でわかったら教えていただきたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

じゃ、今後調べてお知らせしたいと思います。

○10番（久保繁幸君）

今、控訴審なされたということなんですが、この地裁と高裁の弁護士料というのは違うわけですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この着手金の地方裁判所のとき26万2,500円でしたけども、今回の高裁の着手金は21万円ということで安くはなっておるわけですね。それを弁護士に聞いたら、それはその事件の内容とかなんとかで、もうさまざまですということで、今後また福岡高裁がどれぐらいかかるかわかりませんが、一応着手金として今回21万円を支払ってくださいということで向こうから要請をされてるわけです。もう今度の高裁の審理については、またどれぐらいかかるかわかりませんので、その結審が出たところで、また請求をしますということとなっております。今からそこら辺の詳しい契約は今からこの議決をいただいたら契約を結ぶということになっておりますから。

○1番（田川 浩君）

31ページの総務費の5番、村おこし推進費というところで、いろいろ青少年団に対する補助金が出てます、緑の少年団育成事業補助金、あと体験クルーズ参加補助金ということ、あと訪韓少年の翼参加補助金ということで、みんな減額になっておりますけれど、これは各事業についてどのぐらいの参加者があったのかということをお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

負担金及び交付金の体験クルーズの参加補助という1件と訪韓の少年ですけど、体験クルーズについてはB&Gのほう为主体をしてしている事業でございます。これについては、小笠原のホエールウォッチング、鯨を見ると、こういった、もう一つは沖縄とあるわけですけど、今回が両方予算を組んでたわけですけど1名の参加しかなかったと。町内の小学校のほうに募集はかけておったわけですけど、ありませんでしたので、訪韓も同じく補正減をさせていただいてるというような状況でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

体験クルーズは1名の参加、訪韓についてはなかったということでもいいんですね。

○学校教育課長（野口士郎君）

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

私のほうからは緑の少年団育成事業補助金について御説明をいたします。

緑の少年団、喰場、中尾、三里地区に3カ所、3少年団がございます。年3回程度県内の各種イベントと申しますか、研修会等に出席をいたしております。団員が35名でございます、3少年団合わせてですね。それに引率、それから町の職員の随行とかございますので、1回当たり39名から40名町内から出席をいたしております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

緑の少年団のほうはそこそこの参加があったと思うんですけど、この訪韓と体験クルーズのほうは参加者が少ないということでしたけど、これは昔の感覚でいいますと、結構こういうのは希望者がいて、そこで選ばれていくという感覚を私は持っていたんですが、こういうのに応募が少なくなった原因と申しますか、そういうのは何か考えてありますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

直接の原因というのは把握できておりませんが、小学校については多良小学校、大浦小学校、希望を事前に、当初はつかみで予算をいただいているわけですけど、参加補助がありませんから、ぜひいろんな経験をしてくださいというようなことで実際は実施をしておりますけど、申し込みがなかったというような現状でございます。B&Gの体験クルーズについても、財団のほうは今東日本復興支援ということでお金のほうをそちらのほうに回したりしているような、B&Gの財団がそういった状況もございまして、今後この体験クルーズあたりも

どうなるかと、要望としてはぜひ青少年の健全育成の一環として貴重な体験を全国の友達と
いうか、そういった交友の和を広げることができる事業であるから、継続的なお願いはして
いるような状況でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

43ページのここは目の4番か、特産地づくりの推進費の中で6,700万円余り予算を組んで、
約1,300万円減になって、これが単純な入札減か何かなら喜ばしいことなんですが、中身を見
てみますと、さかの強い園芸農業確立対策事業費補助金が約1,200万円ぐらいの減になっ
て、これは事業そのものが何か申込者がなかったのか、すっぱり大きな事業がなかったのか、
それともこれを利用する人がいなかったのか、ちょっとそこら辺を説明していただきたいと
思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算ではさかの強い園芸農業確立対策事業補助金ということで、14事業を主体に合計
で4,573万6,000円、県費と町費を合わせて予算を計上いたしておりました。実績でファイ
ンローズという花卉の組合がございます。そちらの事業費といいますか、町から支出をする補
助金が事業費の減少に伴って280万円程度減額をいたしております。それから、太良地区の
施設長寿命化組合というようなことでハウスマカン栽培されてる組合ですが、2名ですか、
加入を見送られて29万5,000円の減額と、それから太良町かんきつ高品質化組合というのが
ございます、そちらのほうも事業量の減少というようなことで198万6,000円、それから太良
町のかんきつ機械利用組合、こちらのほうも事業量の減少というようなことで30万3,000円
の減額、それと多良地区のいちご部会、こちらのほうも事業量の減による減額で19万
6,000円と多層被覆装置が188万3,000円の減額になっております。それから、チップパー有効
利用組合というのがございます。これはミカンの剪定の粉砕機の整備というようなことで手
を挙げられておりましたが、こちらのほうも取り下げになられまして46万2,000円の減額と、
そういうようなことで、全体でここにありますとおり1,189万4,000円の町からの補助金の減
額になったというような状況でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと今私の聞き違いか、この予算書には六千七百五十何万円というあれがあるんで
すけど、今の説明では予算を四千何百万円組んだんですがという課長の説明に聞こえたん
ですが、そこは私の聞き間違いですかね。もう一度これは確認したいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

特産地づくり推進費の全体額で予算が6,753万5,000円、補正前の額ですね、私が今御説明

いたしましたのが、さかの強い園芸農業確立対策事業費補助金の当初予算の合計額というように4,573万6,000円ということでお答えをしたところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、1次産業、特に農業の活性化というところ、ここは予算も大きく組んでいただいているように、ここは大変大事な予算のところだと思うんですよ。だけ、ここはしっかりそういうふうにはぼっかり穴があくようなことがないように、せつかくあれなら、やっぱり太良町1次産業の活性化のためには、できるだけこれじゃ足りないぐらいに頑張ってもらえるように、ひとつ農業の人たちにもいろいろ話してハッパをかけたりにながらやっていてもらいたいんですよ、ここは。これは今後こういうことがないように、ひとつどうですか、課長さん、ここは頑張ってくださいという返事をもらいたいんですが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

このさかの強い園芸農業確立対策事業補助金というのは、なかなか使い勝手がいいというように、ずっとここ数年補助事業は事業量ともに伸びてきたところでございます。ただ一方で、受益者負担金等も発生をいたしますので、24年度につきましてはまことに残念ながら規模の縮小なり補助を受ける組合員の人数が減ったりというようなことで、結果として減額補正というようなことになりましたが、今後もさらにこの事業続いてまいりますので、より農業の省力化といいますか、効率化に向けた取り組みというようなことで、農家の生産者の皆さんには活用をしていただくように、さらにこちらの町といたしましても推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ちょっともう一つ、下の農地基盤整備事業も大体そしたら今説明されたのと、これも大体内容的には似たようなものですか。ここも880万円の減になってるんですが、ここも大体傾向的には今の説明と同じみみたいなものですか。それとも、またこれは内容的に違うんですか。ちょっとお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

農地基盤整備事業補助金の当初予算が3,200万円と、この積算基礎を面積で8万9,000平方メートル、反当たりの工事費を50万円が限度でありますので45万円ということで積算をしておりましたが、1月末の精算見込みでは面積が7万6,000平方メートルと、面積がまず1万3,000平方メートル減ったということでありまして。ただし、件数は1月末現在の見込みでは21件ということで件数はふえておりますけど、面積が減ったということは、当初予算を計上す

るときに申請希望者の方の予定の面積で上げとったわけですけど、実施段階で面積がちょっと減ったということでもあります。

それと、反当たり工事費の精算見込み額が当初予算では45万円としておりましたが、これが35万5,000円と、補助対象経費の反当たり工事費が35万5,000円と、反当たり10万円ほど減額になっておりますので、そのための880万円の補正減であります。

○6番（平古場公子君）

40ページの子宮頸がん等ワクチン接種委託料884万8,000円の減となっておりますけど、これは対象者がもうほとんど受けられたということで解釈していいのでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

この子宮頸がん等ワクチンについては3ワクチンございまして、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、この3ワクチンの関係になりますけれども、議員おっしゃるとおり受診率がほぼ大体90近くになって、ほとんどの方が受けられてましたので、不用額として落としております。

以上です。

○6番（平古場公子君）

これは何年までと決まるとですかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

この3ワクチンについては、今任意で町の補助をつけて国から2分の1以上、それをいただいで助成をしておりますけれども、25年度につきましては今の国会で予防接種法の改正で定期化にするという、こんなことで今議案を提出されて審議をされている状況で、予定では25年4月1日から定期の接種ということになる予定となっておりますので、今後も続けていくようになります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

48ページの款の8項の住宅管理費の当初予算で8,438万円組んでいるのが、今度補正で2,000万円、これは当初で予想できなかったことが起きたのか、ちょっと補正で2,000万円というとは、余りなじまないような数字ですので、これが天変地異でこういうことをせないけなくなったのか、前から予想が立ってたとのをちょっと見落としとったのか、そこら辺の確認をちょっとお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回の補正額2,000万円につきましては、国の補正によります緊急経済対策事業によりま

す補正であります。3年前の公共投資臨時交付金があったときに町営住宅の屋上改修工事を行っておりますが、そのときに2棟未実施しておりましたので、畑田団地で2棟実施しておりませんでしたので、今回の国の経済対策によります補正ということで計上しております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、町の担当課としては、別にそれまではこの金が補助金が決定されるまではこの工事をする必要はなかったのを、これがたまたま出たから、この際やっとうかという予算になったのか、そこら辺はどんなもんですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

2棟分につきましては、長期計画にも計上いたしておまして、大体27年度ぐらいに予定しておりましたけど、今回国の経済対策で前倒しで実施するものであります。

○8番（川下武則君）

同じ項目の48ページの海岸保全整備事業で町の負担金というのがあるとばってんが、工事をするのは非常にいいことだと思うんですけど、正直な話、伊福のところがかさ上げされて、物すごく外観といいますか、せっかく道の駅のほうに来て海を見ながら買い物して、いい気分でもたカキを食べに大浦のほうに下ってきよつとに、外観が見えんということで、道路も一緒にかさ上げといいますか、してもらえれば、外観がよくなるかなあと思ったんですけど、今回今年度で最後の今度は江岡の前のかさ上げも多分されると思うんですよ。そこら辺で、もうちょっと外観が見えるといいますか、70センチ高くしたばかりで伊福のほうがかさ上げとばってん、そこら辺の要望はできないもんですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

21年度からの事業で25年度が最終年度であります。県のほうでは設計等も当然済んでおりますので、その辺が可能かどうか、ちょっと今の段階ではわかりません。

○8番（川下武則君）

要は台風時とか高潮対策でされてることは非常にいいことなんですけど、結局外観がかなりよそから、よそからといったらおかしかばってんが、太良町に入ってせっかく道の駅でいい広場があり、またいい展望台があれして、いい感触で来たところに、次がかさ上げがあった分非常に前と比べて外観が見にくいといいますか、そういうこともかなり私も聞くもんやけえ、何とかそこら辺道路の拡張をして、拡張といいますか、かさ上げをしてやれるもんかどうか。今回、今やってる伊福のほうはさておいて、江岡のほうですよ、今度かさ上げをするに、仮に70センチかさ上げされたら、今江岡のほうはよく見えるとばってんが、また同じように見えんごとなってしまうとか、そういうふうな思いがあるもんだから、できればそこら辺も県のほうにお願いができるもんやったら、道路も一緒にかさ上げができ

ないかなあとお思いまして質問しております。できればそこら辺も県のほうにお願いができるのであればやってもらいたいなと思っておりますけど、どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員の言われる道路のかさ上げについて、そういう話は今後県のほうにはしてみたいと思っております。

○9番（見陣泰幸君）

38ページの目の7の13委託料のところでは在宅高齢者総合相談員業務委託料がマイナス230万円としてありますけど、この内容をちょっと、どういう事業をされているのか、業務をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

在宅高齢者総合相談業務委託料につきましては、委託先は町内の介護支援事業所の5事業所でございます。介護保険事業所、ふるさとの森さんとか光風荘さんとか、そういう介護保険事業所、ケアマネジャーさんがおられる事業所に委託をいたしております。施設に入所される方はもちろんなんですけども、施設に入所されていない方についても一般の高齢者の方が介護保険サービス以外にいろんな生活の御相談をする窓口を広く設置するという事で、高齢者の相談業務をしていただいております、相談業務をですね、その相談業務について、1件当たり2,700円ということで相談に応じるという制度でございます。それで、5事業所さんにそういう老人の方の御相談にぜひ乗っていただきたいということで毎年委託をしておるわけなんですけども、実際現在上がってきてる数字等が予算よりも大分少なくなっておりますので、今回補正減ということにさせていただいております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

予算が余るということは悪いことばかりじゃなくていいことだということもありますけど、これ、こういう在宅、高齢者あたりは業務ができることであればちゃんとした業務を、ちゃんとした業務はされとるでしょうけど、やっぱり当初予算の半分も使ってないということですので、的確な相談業務ばされているのかなという、ちょっと疑問が湧くものですから、そこら辺の何かちょっとチェック機関として、今予算はこれだけですけど、ちゃんとされるとい、あれ何て言えばよかですかね、そういうことはされてるんでしょうね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

この事業につきましては、毎年400万円程度の予算をつけております。それで、ぜひ在宅の高齢者の方々の相談窓口を広く設置したいということでいろんな御相談をお受けしてくだ

さいということによっております。5事業所ございますが、事業所によって若干温度差がありまして、細かい相談に応じたということで報告書を上げて実績に基づいて補助をしている事業所もあります。なかなか実際は相談に応じてるんだけど、補助事業としての委託料の支払いまでの事務的な煩雑等もあって申請をなかなかされない事務所もございますが、私どもにとりましては、ぜひ在宅の高齢者等についてもできるだけ自分の住んでる地域の中で安心して暮らしていただけるようないつでも御相談できる場を提供するのが高齢者福祉の一番大事な基本だと思いますので、そういう予算についてはぜひ御活用していただきたいということで、事業所はもちろん、高齢者の方々にも今後ともPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

せっかく予算組んであるんですから、こういう事業に関しては余らせる必要もないと思うんです。だから、ぜひやっていただきたいなど。

それと、同じページの上の栄養改善教室と介護予防ですかね、この事業あたりについては、何も予算を使ってないので、ここら辺は何もしてないの、活動はしてないんですかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

栄養改善教室事業委託料並びに介護予防出前教室事業委託料については、実はふるさとの森さんのほうにいろんな資格を持っておられる方がおられますので、そういう方がぜひ地域の介護予防等を含めて御協力をお願いを申し上げますということで、毎年委託契約を結んで、ぜひ実施をお願いしますということでお願いをしています。しかし、ここ数年、どうしてもふるさとの森さんの中の業務の煩多がありまして、なかなかこれを実施をするまでに至っていないということでございます。それで、新年度についてもまたお願いをしております。それで、ぜひそういう事業も地域貢献としてやりたいというお気持ちは十分お持ちですので、ぜひ実現をさせていただければというふうに私ども考えております。

以上でございます。

○2番（江口孝二君）

財政課長にお尋ねします。全体的なことですけど、減額補正の分の金額が高額であって、理由が入札残とか執行残とか決算見込みとかありますけど、これは当初の予算を組まれるときには安易に組まれているのか、それとも前年度のあれで組まれているのか、毎年こういうふうにしていくのか、そこら辺をお尋ねします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

事業につきましては、ソフト事業、ハード事業、いろいろございまして、その年々の事業

等も多分にありますので、当然入札減とか執行残とかというのは当然発生するというふうに思っておりますけども、当初予算におきまして前年度の実績等がわかる分については、その前年度の実績、それにその対象人口とかの増減とか、いろいろなことを加味したところで予算の査定は行っているところでございますけども、何分そのときの事情等いろいろございますので、細心の注意を払いながら予算の計画を立てて新年度予算に計上いたしておりますけども、あいにくこういう形で毎年執行残等も発生するというところでございますけども、ある程度仕方ないところもございますけども、さらに今後そこら辺も考えながら、執行残等が残らないような査定をしっかりと行いたいというふうに思います。

以上です。

○2番（江口孝二君）

済みません、そしたら契約についてお尋ねしますが、予定価格が決まるんですよね、それで実際工事が完成して当然変更が出てきた場合は、何%までを限度額としてあつとかですよ、上限。決まりとかはなかですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

一般的に補助事業等につきましては、3割の増減等があった場合が重変ということで、国、県への協議事項となっております。協議事項ということで、絶対それを超えてはならないというような規定は私のほうではちょっとないんじゃないかというふうに思っております。町の単独事業につきましても、一応上限というか、そういうのは決めてはおりません。大体今言いましたとおり30%を超えれば、ちょっと余り好ましくないとは考えておりますけど。

以上です。

○2番（江口孝二君）

そしたら、今30%ということを知りましたが、それを2割とか、2割を超えたら入札からとかということは、やり直しは考えておられるんですか。それで、3割と言われたのは、上下、減のほうもですか、上のほうもですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

増、減、両方ともだったと思っております。（「ちょっと厳しい、2割か1割か」と呼ぶ者あり）

お答えします。

現場の状況でどうしてもちょっと大きな増減が出てくるという場合もございますので、先ほども申し上げましたが、補助事業につきましても協議事項ということで、それが絶対だめというような規定ではなかったと思っておりますので、そこまではちょっと考えておりません。

以上です。

○2番（江口孝二君）

済みません。そしたら、当初建設課のほうで積算されるんですよね。あくまでもそれがきょうになって、そう何億円という工事だったら出てくるとは思いますけど、1,000万円か2,000万円では2割、3割とか超えることがあること自体がおかしいと思います。そこら辺はどのように考えられておられるんですかね。自分たちがされたことには責任が伴うと思いますし、安易に積算をしてあったら、予定価格を計上してあったらおかしいんじゃないかと思えますけど。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道路改良を例に申し上げますと、例えば辺地を行っておりますけど、実際工事に着手した後に地元の要望といいますか、取りつけ道路をここをつくってほしいとか、そういった要望が出てくる場合もございます。そういった場合に、なるべく地元の要望には応えるようにしておりますので、ケース・バイ・ケースが考えられますので、一律どうのこうのというのはちょっとできないんじゃないかと考えております。

○10番（久保繁幸君）

47ページの委託料の件なんですが、町長の説明のときには、まずは擁壁等安定調査度というの、この件についてまずは説明していただきたいと思えます。ちょっと私わかりませんので。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

これも国の補正によります緊急経済対策でございますけど、町道亀崎・破瀬ノ浦線、旧国道でありますけど、その山どめのほうに擁壁がございます、かなりの延長でございますけど、この擁壁がもう大分古くてひび割れが見られますので、この擁壁の調査を行いまして、必要であれば補修等を行わなければならないと、というのは下のほうがJRになっておりますので、そのために今ひび割れが入っております擁壁のどういうふうな補修をしたら安定するかといった調査でございます。

○10番（久保繁幸君）

今現在、昔は国道だったと思うんですが、これは緊急経済対策で交付金事業としてということで取り組むということではありますが、現在のあそこの路線、利用度はどんなふうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

私もたまに通りますけど、そういったときには、結構な休憩をされてるドライバーの方がおられますし、地元の方が散歩道といいますか、ウォーキングをされてたりしますけど、具

体的にどれぐらいというのは把握しておりません。

○10番（久保繁幸君）

人の話ではアベックさんの寄りどころというふうにお話を聞いております。そこをそういうふうなこういうふうな事業費使って、きれいになれば、ひょっとしたらそういうアベックとかなんとか来ないかもわかんないんですが、今後調査をしてみて、そこ擁壁が悪ければやっつけられると思うんですが、これはそしたらば全額交付税措置されるわけですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

国の補助率が65%、そしてその残につきましては元氣臨時交付金の対象となるというふうな話は聞いておりますけど、まだそこまで具体的にはちょっと県のほうから連絡あっておりません。ただし、国の補助は65%でございます。

○9番（見陣泰幸君）

41ページの19負担金、ここに合併浄化槽が1,200万円ほど余っておりますけど、これはもう合併浄化槽の取りつけがある程度落ちついたということですかね。全体でどれぐらいの進捗状況があるのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の補正減につきましては、今年度60基を予定しておりますけれども、実施されたのが40基ということで、その分の補助金等の減額をお願いしているような状況でございます。それで、平成4年から合併浄化槽補助しておりますけれども、現在で546世帯設置しております。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、今後少しずつ落ちついたということで、少しずつ減っていくという予想をしておいてよかとですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まだ生し尿家庭というのが1,800ほどございます、残っておりますけれども、今年度も60基、平成25年度で60基の予算措置をさせてもらっておりますけれども、これ実際各個人の方がやってもらう事業ですので、手出しも当然伴いますので、何基行ってもらえるかはまだ予測は立ちません。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

40ページの予防費のところでお尋ねをしてみたいと思います。予防費で補正前の額が約6,500万円、そのうちの1,900万円を補正減にしようということですが、この割返した数字、

30%ぐらいの補正減になっているわけですが、このずっと委託料を書いておりますけど、その健診率が約7割程度あったというふうに考えてよろしいですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

健診率が7割、単純にそういう計算にはなりにくいかと思えますけれども、当初予算に見込む段階である程度の健診、受診者の受診率の目標は立てるんですけども、ある程度希望的観測も含めた予算措置をしております。単純に予算額に対してこの補正減の分の残で受診率という単純な計算にはちょっとならないかと思えます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この当初補正前の額ですから6,500万円、これは受けられる方の数字は当然把握できてるでしょうし、100%これ健診を受けられた場合は6,500万円ですよということではないということですね。どうして聞きたかかという、この健診、受けられる数が少なければ少ないほど国保のほうへの給付、この負担が大きくなるものですから、これはどうしても、この健診だけじゃなくていろんな健診があるでしょうが、その辺も全体的に見たときの受診率、健診を受けられる方の率を1%でも2%でも多くすることによって国保の給付額どんどんどんどん大きくなっていくわけですから、この辺の努力も必要かなということ聞いてみたんですが、総体的に見て健診率は、課長、今の段階でどのように感じておられますかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

今の現在のところの受診率ですけども、若干、各項目ごとには昨年を上回っている健診もありますけれども、全体的に見た場合には昨年より若干下回っている状況であります。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

だとすれば、これから先どんどん国保に対するお金がふえてくるわけですので、その受診案内の方法とか、少しでも早目に受けていただいて病院に行かんでいいようにというふうなPRをすれば、案内の仕方にもそういった国保の負担がふえるかもわかりませんよという文言を例えば入れるとか、そういった感じで関心を持っていただいて、一人でも多くの受診を健診を受けていただくようなPRが必要と思うんですけど、今後のその辺の考え方を含めて。

○健康増進課長（田中久秋君）

議員おっしゃるとおり、まず町民さんみずから自分の健康管理というものをきちんと意識されて健康管理していただくように指導を訪問しながら保健師が中心になってそういったところにもっと、先ほども申し上げましたとおり自分の体は自分がきちんと管理して健診を受けていくというほうの啓発に力を入れて、新年度はそこら辺を重点的に置いて指導をしてい

くように話し合いをしているところです。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これはページ数じゃございませんけど、国の緊急経済対策予算として1億2,900万円ぐらいが新たに計上されているわけですが、これがどこにどういうふうに使われたのかというのが一目瞭然じゃないわけですね。答弁要らないかもわかりませんが、以前きめ細やかな交付金事業だとか、そういった形があったときには、その事業内容は、ひもついているわけですので、その内容はこれとこれとこれですというふうに分けて書いていただいて、我々も一目瞭然みたいな形にしてくださいとったとですよ。今度の1億2,900万円は、じゃどれとどれやろうかと思ったときに、この一目瞭然性がなかったものですから、その辺があるのかどうか、もしあるとしたら、できれば後資料でも結構です、これとこれとこれにこの1億2,000万円充てましたという資料でもあれば、我々見やすいような感じがしますので、後ででもいいですから、その資料があれば、皆さんに分けていただきたいと思いますが。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

補正予算の提案理由の中に1億2,900万円という形で提案をさせていただいておりますけれども、この補正予算書の中では9ページをごらんいただきたいというふうに思います、9ページです。繰越明許費のところは5事業ございます、5事業ございます。それで、そのうち上から2番目の橋梁維持補修事業2,800万円、これが今回の緊急経済対策から外れる分で、あと残りの4つについて緊急経済対策ということで、この金額合わせれば1億2,900万円という、この4つの事業が今回の緊急経済対策ということで計上し、なおかつ3月補正ということでございましたので、繰越明許費のほうに上げて25年度に事業を執行するというような形で計上をいたしております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

済みません、17ページの収入の件で、町税の見込み減、収入で個人税、法人税、固定資産税、自動車税、たばこ税だけが上がっただけですが、その辺の見込み違いはどの辺を考えられてこのような結果になっているのかお尋ねいたします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

予算を編成します折には前5カ年分の傾向的な平均値に基づいて実績に基づいて編成しているところがございます。ただ、実際課税をしてみますと、その数字がそのとおりにならない、見込みといいますか、その傾向以上に所得が落ちてみて、個人住民税の所得割が落ちてみたり、あるいは法人税の急激な落ち込みで法人税割の収入が落ちてみたり、それから先ほ

ど申し上げました固定資産税の評価がえに伴って3年分の経年減点補正率、3年分落ちますし、その分で家屋の評価額が極端に落ちてみたり、そういう現象が起きたところで今回の補正減というふうな形になったものでございます。

○10番（久保繁幸君）

その中でたばこが575万円上がってるのはどういう見込みやったのか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

これにつきましても、過去の傾向的な推移から今年度の当初予算を見込んだところでしたが、これにつきましては大体ここ23年度までは平均的に吸われる本数が100万本ずつぐらい減少しておりました。ところが、24年度現在で決算額を見積もってみましたところ40万本程度の減少で落ちつきそうだということで、多く減少するのを見込んでおりましたが、それほどまでなかったと。それで、結果的には増額補正という形になったということでございます。

○10番（久保繁幸君）

過去5年の実績ということでよく言われますが、去年が5,072万円ですよ、その前が4,532万円、その前の21年が4,424万円というふうなたばこ税に上がっておりますが、来年度中というたら、もうどうしようもないんですが、次年度はどういうふうな見込みをされておりますか。私も今休憩中なんですが、たばこは。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

次年度予算、当初予算の編成までは、要するに5年間の傾向的な減少傾向を当初予算にあらわすために平均値を用いるわけですけれども、それによりますと若干の落ち込み、24年度の水準からいきますと落ち込む予定でございましたけれども、昨年3月の町税条例の改正のときにお諮りいたしましたとおり、県のたばこ税から町のたばこ税に税源移譲がことしの4月の売り渡し分から行われることになっております。それで、来年度の当初予算については、ことしよりもさらに増額していく予定であります。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第17号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第18号 平成24年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

山林の6ページ、これは6は6ページでいいですかね、山林の6ページ、一番上のほう、主伐立木売払収入が389万7,000円減となっております。これが立米数の予定よりも減少なのか単価の減少なのか、そしてちなみに大体杉平均で、これは今年度はこれで変動する可能性はなかでしょう、3月いっぱいほかにまだ売ったりなんかすれば、そこのところがちょっとまだ後で聞くことになりますが、もしこれで決定ということであれば、年間平均で杉の立木何千何百円、ヒノキが立米何千何百円というごたところをちょっとよく聞かれますので、そこのところを、この数字を出した根拠にもそれはあると思いますので、まず最初にこの減額の分が販売量が減ったのか販売価格が落ちたのか、そこからお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算から比較をいたしますと、主伐の面積がまず減っております。

それから、売り払いの金額、単価が杉、ヒノキ合わせて1万5,500円を当初予算で計上いたしておりましたが、平均単価で実績で1万2,497円というようなことで、単価のほうも減額になっております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

単価の減は言うて、面積の減は言わんですか、それって。幾ら減りましたか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

面積が当初4.7ヘクタールでございましたが、実績といたしまして3.97ヘクタールに減少をいたしております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ちょっとそういう答弁なら、ちょっと確認せんばごとなります。そしたら、太良の町有林を売る場合は、これは面積売りですか。大体材積売りと思うんですが、そうなれば大体1へ

クータル10アール当たりとどのくらいの数量になったのか、そこも確認しなければならなりませんので、まず反別売りなのか立米売りなのか、そこからやって、もし立米売りということになれば、反平均大体何立米ということをちょっとお答えをお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

立米売りでございます。当初は899立米予定をしておりましたが、実際は杉、ヒノキ合わせて素材で1,258立米の販売をいたしております。平均単価が立米の実績で1万2,497円というようなことでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

なら、予算のときに組んだ予定立米よりも、さらにこれからいけば40%ぐらい減になりますね。今言われた実際の販売立米が899と言われたのですかね、私ちょっと確認します。そして、予算を立てるときに1,258、そここのところはそれだけ実績がふえて販売立米はふえてこれだけ減額になったということですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

確認のために再度御説明をいたします。

当初予算では杉、ヒノキ合わせて899立米で、実績では1,258立米で販売をいたしております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

山林の8ページですけれど、造林事業費のところでは森林整備加速化・林業再生事業委託料というのがあります、571万3,000円の減額になっておりますが、基本的なこと聞きますけど、この森林整備加速化事業、また林業再生事業というのはどういった事業かちょっと説明してください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

ここに補助事業名書いてありますとおり森林整備の加速化と林業を再生するというようなことで、具体的には間伐とそれに伴う搬出間伐ができるように、そこの中に森林作業道を整備するという事業でございます。

○1番（田川 浩君）

これ委託先はどこにやったんですか、大体。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

太良町の森林組合となっております。

○1番（田川 浩君）

571万3,000円の減になっている理由を少し教えてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、杉、ヒノキの間伐というようなことで、宇大平、宇経ヶ嶽で20ヘクタール、金額にいたしますと2,049万4,950円、それからそれに伴う区域内の森林作業道の整備というようなことで1,100メートル、844万9,350円、合計の2,894万5,000円を当初予算で計上いたしておりました。それに対して実績でございますが、作業道開設が2カ所で1カ所が480メートル、もう一カ所が580メートルで、それとあと間伐については1カ所が9.6ヘクタール、もう一カ所が9.16ヘクタール、合計で2,323万1,250円となっております。当初予算からの差額571万3,000円を今回補正というようなことでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、当初の考えられてた単価が1万5,500円で考えとったのが、実際はそれよりも約3,000円安かったというこの原因ですね、これ材質が悪いのか、売り方が悪いのか、今太良町は相当の町有林の保有が今なされたと思うんですよ。それで、これだけ広範囲な山を持つてる町が、これは太良町の大事な資源ですので、できたらこんな小さな数字じゃなく億単位の商売をしていただきたいなという町民としては考えてるんですが、そこら辺をもっと有効に、太良材が高く売れるように何か努力していただく考えはないか、これはみんな全町民がこれだけの山を持つてるんですから、以前は自然に高かったもので、学校をつくったり何か相当山の恩恵を受けた町と思いますので、これだけ今度は町がこれだけの山を持ったんですから、1,200万円か1,800万円ぐらいの予算じゃなく、やっぱり億単位の予算が組めるように頑張っていたいただきたいと思うんですが、どうですか、そこら辺は。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

私どもも実はこの平均単価、大分低かったので、ちょっとショックを受けてるような状況でございます。販売にいたしましては、ヒノキについては熊本の木材、熊本木材ですね、それから、杉につきましては、佐賀県の県森連木材共販所、それから小径、直径12センチ程度の小径については、富士大和森林組合、それから町内の製材所あるいは西工業というようなことで、直径が10センチに満たないようなものまで無駄なく販売に努めたところでございますが、なかなか単価が伸びずにこういう結果になってしまったところでございます。今後とも歩どまりのいい山を中心に主伐をして、なるべく高く売れるように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今、説明を聞いておられますと、単価が安かったと、努力はしておると、となると、近隣の相場といいますか、それはどういうふうな状況ですか、まずそこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

昨年の10月の杉の価格でございますが、径が24センチから28センチの長さが4メートルで1万1,800円、それからヒノキが同じく径が24から28センチメートル、長さが4メートルで1万3,500円と、こういうような状況でございます。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

そしたら、相場的には太良のが極端に安いというあれじゃないわけですね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

木材市況から見た場合には、そういうことが言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

それと、課長ね、さっきちょっと説明の中で歩どまりがいいところを見つけて切ると、伐採をやるというような話でございましたけれども、これはあくまでも売り払いというのは平均的に推移をしていかんと、いいところを切って売って、単年で幾らかは高く売れましたよといっても、次に谷が来ると何もならないわけですから、これを安定的な収入を得るためには、まず町民の納得を得るといいたいまいかな、こういうのを表を見せて、そういうのが一番であろうと。だけん、実績が出ることによって努力というのがされてるなあということになるわけですから、そこら辺はどうなんですか。もう一回、課長。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

今後そういうことで山といいますか、主伐をかける際には、専門家等の意見も十分聞いた上で山の選定をして主伐を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今、売り方でいろいろ非常に単価的に値段がとれないというような状況で話がずっと進んでおりますけれども、町長も幾らか考えておられると思いますけれども、丸ごと山そのままを売るというような状況で経費等も削減して、どういう入札になるかわからんとですけれども、ある程度試験的に、それを全部せろとかなんとかの問題じゃなくして、一遍ぐらいそう

いう状況で競争させてみて、どのくらいの単価あたりが出るのかを試験的にやってみられてはどがなかなかという気もしますけれども、そういう考えはどうでしょうかね、まず。いやいや、後は担当課でよかですよ。町長、みずから立ってもらわんちゃよかですよ。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

山ごと立木での販売も考えたらどうだろうというような御質問かと思いますが、山の関係者の方にお話を聞きますと、立木で売った場合にはそんなに利益が上がらないというお話を聞きます。立木で伐採されるときも機械等をいっぱい導入されてコストを下げられるというお話で、山の表面というか斜面、山肌が荒れるというようなお話も聞きますので、その辺は検討しながら慎重に検討していかなければならないなと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

切るとき、確かに地元の町の森林組合さんは仕事についてもきれいであるし、そういう部分について我々がどうのこうの言う部分は全くないわけですが、要するに我々の財産であります山をいかに今度は販売をするかということに主眼を置いてみてどういう状況になるのかを試さんことには、そういう売り方は安かとか高かとか、今の答弁ではちょっと山の荒れるけん、少しぐらいはやっぱりどこの山も荒れたりなんかするわけやっけんがさ、何かされるときは、あいどんその後のまた植栽とかなんとかでやっぱりそれなりに対応すれば、まあよかじゃなかなかと、一遍そういう状況をつくってみて、そして今後の幾らかはそういう状況をつくらんと、単価自体もずっと安かばかりで上がることはほとんどなかったような状況じゃ、我々の財産が失われていくということですので、その辺を検討する価値はあるんじゃないかなと思うとぼってんね、それをごっといせろとかなんとかじゃなくて、試験的にたまには例えば5年に一遍するとか、3年に一遍はそがん状況をつくっていくことも、こういう売り方を太良町はやるよという姿勢を見せることが大事じゃなかなかと私自身は思うとるんですけども、それについてどうでしょうか。もうこれは町長に言うてもらおう。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

いつかの議会、昨年やったですか、そういう方法もあるというふうなことで、山売りという方法もあるということで、これまで皆さんたちに答弁した経緯もございますけども、それとこういうふうな木材の低迷、いわゆる経済の不景気でしょうけども、場合によっては林業も6次化の時代じゃないかというふうなことで、この件も製材所等々でして山を切って町の山を製材して、そしていい品物で多良岳のブランド材という方法もあるんじゃないかというふうなお話もしましたから、そこら付近もおいおい森林組合等も話しとります。ただ、製材所が2軒ございますから、そこら付近の雇用対策をどうするかというふうなことで、いろいろ今から煮詰めていかないかんというふうなふうに思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そういうことで、山林運営委員会等でもいろんな話が出よると思います。そして、今の製材所あたりの問題も、なかなか案として進まんというんですか、結構前からいろんな話があって、そういう問題も出てきてなかなか進まんという状況ですね。その辺の話し合いあたりも多分してみっとかというような話も町長みずからされたことがあつとじゃなかかなと記憶の中にあると思いますけれども、案としてなかなか進まん。やっぱり担当課含めて、本当にあと2業者あるわけですけれども、腹を突き詰めて一応話のテーブルなつとんして、そうしてから、もうその人たちが嫌と言え、それは考え方はまた違う考え方もよかろうと思います。あれでもテーブルもつかんで何も話もせんで、一遍なつとんそういうことで状況をつくって、そしてどうしても、そりゃ自分たちが自分でやるということになれば、それはそれでいろんな方法をまた考えていかんばいかなでしようけれども、やはりそこまではしていただいて、少しでも我々の木が高く売れたり、森林組合の製材所あたりが実現できるような状況をつくって、幾らかでも単価上げるような状況ばつくってもらいたかと思しますので、ぜひその辺の話し合いの場をつくってもらいたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

今、用地等、2カ所、3カ所かな、当たって、今1カ所いい場所があつたんですが、単価的に折り合わんということで、随時交渉している状況です。だから、これある程度目安の用地が決まれば、今度は本格的にそこら付近に取り組んでいきたいというようなことで、組合の役員会等々でもその件でお話はしてもらってるようでございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

去年やったですかね、熊本の市場に私も視察に行きましたけど、そのときに木材市場の社長さんとか説明に来て、太良町森林組合さんのヒノキですね、九州一番ということで大変私も驚いたんですけど、そういった森林組合さんのがいいのか、ほかの県のが悪いのか、平均の3万幾らやったですかね、そのときに、ですからそういうヒノキがあるということは、まだ夢があるということだと思いますので、今後山のほうには力を入れていただきたいと私はそのときに感じました。答弁ありません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第18号 平成24年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（末次利男君）

日程第19. 議案第19号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第19号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（末次利男君）

日程第20. 議案第20号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

担当課長に、国保の運営状況は今のところどういうふうな状況でしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

大分医療費のほうは昨年に対してずっと月々の累計で見えておまして12月末現在で昨年対比で3.3%アップしておりました。1月分の医療費を懸念しとったところ、大体昨年と一緒ぐらいに一般のほうは結構下がって幾らか落ちてきたもので、何とかしのげるのかなという

感じですけども、12月の段階では大体見込みで4,000万円程度の赤字を見込んでおりましたけれども、今の段階では2,600万円ぐらゐの赤字で落ちつくのかなというところですけども、国の補助金と負担金、調整交付金と療養給付費負担金ですね、この額が今のところ療養給付費の負担金については申請額で決算見込みを出しております。従来でしたら申請額から大体2,000万円から3,000万円ほど国のほうから多く交付を受けております。23年度分も3,000万円ほど多く交付を受けておりましたので、今年度償還金ということで返しておりますけれども、それとあと調整交付金も今仮算定で1億4,600万円程度を見込んでおりますけれども、こちらのほうも大体1億6,000万円ぐらゐ来るのじゃないかなあという、まだ本算定の率が来ておりませんので、ちょっとはっきりした数字ではわかりませんが、今現在で申請額の額で計算をして2,500万円程度の赤字だと、先ほど申しましたとおり負担金について二、三千万円ほど多く交付を受ける見込みを考えると、とんとんで何とかしのげるんじゃないかなというふうな現状であります。

以上です。

○11番（坂口久信君）

非常にどうにかここ近年考えましてここ1年ですか、まあまあまあ繰り出しはせずにいいような状況で推移をしておる、国のそういう補助金等ですね、あいどんその時々によって国保は非常に不安定ですもんね、非常にね、その辺を担当課は不安定な中で今はそういうふうな状況でしておりますけれども、今後不安定な状況の折には、またいろんな負担を強いられたいせんばいかんような状況が即できてくるような状況たいね。それはやっぱり少しは安定して運営ができるような状況をつくらんばいかんとやなかかなあと思っておりますけれども、担当課長はそういう状況についてはどのような方法があるのか、またどうしたらいいのか、安定してそういう状況をあなた自身も楽やろうしさ、少しは安定しとかんとね、そういう状況をぜひつくってもらいたかと思っておりますけれども、その辺についてはどういう考えを持たれておりますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

国保の財政については、もう皆さん御存じのとおり公費5割、自前で5割、その財源をもって運営をするということになっております。自前の5割というのは目的税である国保税がその大部分になってまいります。直近の来年のことではありますけれども、現在確定申告が行われておりますけれども、若干1次産業の部分で所得が伸びているんじゃないかなあというふうなことで税務課のほうから聞いておりますので、若干国保税のほうも幾らかは調定額も上向くのではないかなあというふうに考えております。そういった大変厳しい運営状況の市町が県内にも多数ございます。それで、広域化というふうなことで今県内20市町で協議がっておりますけれども、なかなかそこら辺も県も積極的なリーダーシップが見えないもん

ですから、なかなか進展がないというふうな現状であります。その中で医療費については共同事業化ということで、今現在は20万円以上の共同事業ということで各市町の過去3年の医療費の状況を勘案した拠出をして、多く医療費が発生したところには拠出金の財源をもって多く交付をしようということで共同化で実施しておりますので、そういったところでも幾らかは医療費が急激に伸びれば、そういったところからも交付も受けるし、現在、実際今年度については太良町、昨年比かなり高額の方が伸びております。拠出金以上に交付金をいただいている現実もございますので、そういった共同化についてももっと、今20万円以上と言いましたけれども、それが0円以上、全医療費を共同化するような方向に進んでおりますので、そういった方面でも共同化を推進しながら、何とか安定的な運営ができればというふうに考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今、共同化というようなことで、太良町にとって共同化がいいのかどうかはちょっと私自身はわからんとですけれども、その辺のいろんな共同化が太良町にプラスになればそれもよからうし、そういうやり方等をいろいろ研究されて、ぜひそういう安定した供給ができるように今後、課長、努力していただければと思います。答弁要りません。

○7番（牟田則雄君）

収入のこれは国保の2ページ、この中で収入の国保税が、これはほかのあれと違ってかなり正確な人数とかなんとかがつかめる予算じゃないかと思うんですが、その中で1,783万円の減という、これは何がもとでこれだけの減になってますか。この人数はほとんど、人数の見込み違いか、それとも少し余分に予算を組んどったのか、それとも税が未収が多くてこの数字を補正せなならんのか、そこら辺をお尋ねします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

当初予算見込みの段階では、その年度末の被保険者で試算をして出しておりますけれども、国保については毎日異動がっております、転出、転入、社保加入、社保離脱、もう毎日異動がっております。それで、なかなか決算を見込むというのは大変難しい現実がございます。今回、補正は12月末現在の調定額をもとに昨年度の収納実績徴収率を掛け合わせたところでの決算見込みを出して補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第20号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第21号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第21号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第22号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第22号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（末次利男君）

日程第23. 議案第23号 平成24年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

収入の部のほうでお尋ねをしたいと思いますが、6ページですね、1番の入院収益、2番の外来収益、これそれぞれともに減額となっておりますが、それぞれの入院収益がどうして減ったのか、その科目ごとに外来収益のほうもその減った、それぞれの科目ごとに幾らずつ減ったのかをお答えしていただきたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

済みません、科目ごとといいますと、診療科ということでしょうか。済みません、診療科ごとの減のデータを今ここには持ち合わせておりませんが、全体的に外来のほうの診療科全てで計算しているのは、外来のほうで延べ人数で8,000人ほど減ということでこの5,800万円、入院のほうで延べ人数で言いますと1,000人、それでこの3,100万円ということで計算してま

○3番（所賀 廣君）

これは余りいいことではないなあというふうな感じがしておりますが、何が原因かというのはそれぞれのチームで精査もなさることでしょうし、その減った原因というのを究明しながら新年度に向けていかなければならないというふうに思いますが、中でこの外来収益の3番の後期高齢者医療保険診療収益が約3,500万円ほど減になっておりますが、その理由としては何が上げられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

予算立てるときに後期高齢者が一番人数的に多く伸びる予想で立てておりました。そこが実際全然予定と違ってるというところですよ。

○3番（所賀 廣君）

当然予定と違って減るわけでしょうが、一つの原因として最近流行じゃないですが、非常に国保のほうにも多大な影響を与えております、はり、きゅうあたりが関係してますか。はり、きゅう治療を受けられて病院に来んごとなつたとか考えられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

その件については、院長とも確認して調べたというか、リハビリのほうとも話を聴取しまして、実際、はりに行ってるがために病院のほう、リハビリに来てないとか、そういうのは影響はなさそうです。

○6番（平古場公子君）

病院の小児科が今年度か、25年度からは先生はいらっしゃらないということで、大変騒動になっておりますけど、これからどのようなふうに持っていかれるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

25年度は月、水、金の午後2時から5時の診療、この先生に関しては佐賀大学の医学部の小児科から派遣をしていただくということで、一応そういう形で今のところはやっていくしかないという現状です。本当に何度も何度も大学の小児科、そして人材派遣会社、足を運んで医師の派遣頼んでいるんですが、今のところまだ当てはないというのが現状です。

○6番（平古場公子君）

今の小児科の先生は小児科だけじゃなくて内科の先生も非常に人気がよくったんですけど、どうしてもとめることはできなかつたんですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

そういったとめるというのは、もちろんそういう働きかけはしてます。ですが、小児科の先生の思い、本当に医療が不足している、実際行かれるところが宮城、被災地あたりです、登米市というところに行かれます。そういったところの在宅医療、小児科じゃなくて在宅医療をやりたいと、本当に困っているところの在宅医療をやりたいと、先生はそういった思いがありますので、それを私はちょっととめることはできなかつたというのが現状です。でも、とめる努力はしました。

○町長（岩島正昭君）

小出先生については、私も何回なくお会いして、何とかみんなの要望どおりに本当に太良町民として評判がいいということでお会いして再三引きとめたわけですけど、あの人たちは、もと奄美大島において、今度はそういうふうな被災地ということで、ボランティア精神がすごいんですよ、だから、そういうようなことで自分が役立てたいということで、佐賀大の医

務課ももう外れてそういうようなことをおっしゃるもんだから、ある程度向こうが落ちつけば、ぜひともまた戻って下さいというふうな要望等々は言ってる状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

7ページ、給与費の精算見込みで7,323万円の減額給与になっておりますが、どうしてこのように給与減になったのか、説明をお願いいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、予算を立てるとき、入院の利用率が80%程度でやっていきたいという一つのこれは経営の目標です。それに従って人数がこのくらいに必要、このくらいの収入が生まれるということで予算立てをしてました。実際、現時点でその予算を立てた人数より10名少ないというところ。そういうところでの減額になっています。

○10番（久保繁幸君）

今のその10名と言われるのは入院患者のですか、入院患者の10名ですか。先生とか看護師さんとかそういうのじゃないですか。でしょう。それを仮に医師給400万円、看護師給800万円、医療技術給1,000万円、事務員給650万円、こういうのがなぜ仮に入院された人が日に平均10人減ったとしても、何でこの辺がこのように減になるのか、どのような仕組みになっているのか、もう入院患者が来んしゃらんならばあんたたちは来んでよかというごたあ給与システムですか、そしたら、今の答えだったら。

○太良病院事務長（井田光寛君）

済みません、説明が不足してまして。まず、この10名減というのは、スタッフが10名減というところ。先ほど質問、前の質問であったように、患者数はもっと減っている状況です。

○10番（久保繁幸君）

そしたら10名減ということは、途中でずっとパートさんか何か臨時さんか入れるような予定で予算組みを立てたのが、そのとき患者、入院さん、外来さんが少なかったんでこんだけのことが要らなかったという意味ですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

実際はそういうことになります。患者が実際ふえてない、必要ないと、そういう解釈もあるかと思いますが、人がふえてない、逆の考えも若干あるかと思いますが。

○1番（田川 浩君）

先ほど所賀議員からも質問ありましたが、入院が延べで1,000人減ったと、外来が延べで8,000人減ったと、これについて、現段階で、はり、きゅうは関係なかったというのは聞きましたけど、現段階で減った原因なりを一応分析はできてますでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

実際マーケティングをしたりいろいろやってるわけではありませんので、来院患者が少なかったという原因の究明はできていない状況です。しかしながら、院内でわかるデータからいいますと、手術件数が昨年より50件ほど減ってしまっていると、それがどうして減ったかというところなんですが、そこまでの原因追求までは至っておりません。

○1番（田川 浩君）

経営ですので、早急にその原因を調べてもらって、それがわからないと来年度の経営というのも向上しないと思います。事務長には期待をして皆さんいますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第23号 平成24年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時53分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人

署名議員 田 川 浩

署名議員 江 口 孝 二